

仙台市安全安心街づくり 基本計画

(平成 23 年度から平成 27 年度)

「犯罪を防ぎだれもが安全に安心して暮らせる街の実現」

平成 23 年 9 月

仙 台 市

目次	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の経緯	2
2 計画の目的	3
3 安全安心街づくりの範囲	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画期間	4
6 基本理念	4
第2章 市民を取り巻く安全安心の現状と課題	5
1 取り組みの現状	5
2 防犯に対する市民の取り組み	6
3 市内の犯罪の状況	7
4 迷惑行為の発生状況	10
5 安全安心街づくりの課題	12
第3章 基本目標	16
1 基本目標1 『市民一人ひとりの防犯力の向上』	16
2 基本目標2 『互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり』	17
3 基本目標3 『犯罪をつくりださない環境づくり』	18
第4章 安全安心街づくりを推進するための施策	19
1 施策の体系	19
2 施策の内容・主な取り組み	20
第5章 計画の推進	30
1 市民・事業者・関係機関等との連携	30
2 本市の推進体制	30
3 計画の進行管理	31
4 計画の推進イメージ	31
参考資料	33
1 安全安心街づくりに関する市民意向調査	33
2 これまでの主な取り組み	40
3 迷惑行為の発生状況	46
4 計画の改定経過	48
5 仙台市安全安心街づくり条例	49
6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則	51
7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿	53

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

本市では、犯罪のない、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、平成18年4月1日に「仙台市安全安心街づくり条例」（以下「条例」という。）を施行し、安全安心街づくりに関する施策を総合的計画的に推進するため、平成19年3月に、平成19年度から平成22年度までを計画期間とする「仙台市安全安心街づくり基本計画」を策定しました。

この計画では、「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」という基本理念のもと、「市民自らの防犯力の向上」「防犯上配慮が必要な子供、女性、高齢者等を犯罪被害から守る」「犯罪の起きにくい環境の整備」の3つの基本目標を掲げ、9つの施策の方向、30の取組項目により安全で安心な街づくりを推進してまいりました。

この間、個人や団体などで自主的な防犯活動への参加が進むなど防犯意識の高まりが見られ、市民、事業者、関係機関相互の連携も進んでおります。

こうした取り組みにより市内での刑法犯認知件数や歩きタバコ、落書き等の迷惑行為の件数も減少傾向を示しているなど、一定の成果が現れています。

しかしながら、一方で、全国的に見られる子どもを対象とした犯罪や振り込め詐欺等、市民の身近なところで犯罪が発生していることから、さらに市民生活の安心感を高めるための取り組みを進めていく必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、発災直後の被災地を狙った窃盗事件が多発するなど、大規模災害時における防犯対策のあり方が課題の一つとしてクローズアップされました。

広範囲に及んだ停電及び道路の不通、ガソリン等の燃料補給の途絶が、被災地域における防犯上の取り組みに大きな障害となりました。そうした中、地域や避難所などにおいては、地域団体やボランティアを中心とした自警組織が立ち上がり、市民自らが被災地や避難所周辺の巡回警戒を終日実施したことは、犯罪の抑止に大きな効果をもたらしました。

日頃から地域の住民だけでなく、学ぶ人や働く人も含め、コミュニティにおいて顔の見える関係を築いていたことが、震災時の安全安心に結びついたことから、あらためて地域の絆、人と人とのつながりの重要性が認識されたところです。

この「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度～平成27年度）」は、前計画に基づいて進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、今日の社会環境の変化により求められる新たな課題等への適切な対応を行い、安全安心街づくりのより一層の推進を図るため策定するものです。

2 計画の目的

仙台市安全安心街づくり条例に基づき、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一体となって地域の防犯力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪をつくりださない環境を整備し、市民が安全に安心して暮らせる街の実現を図ることを目的とします。

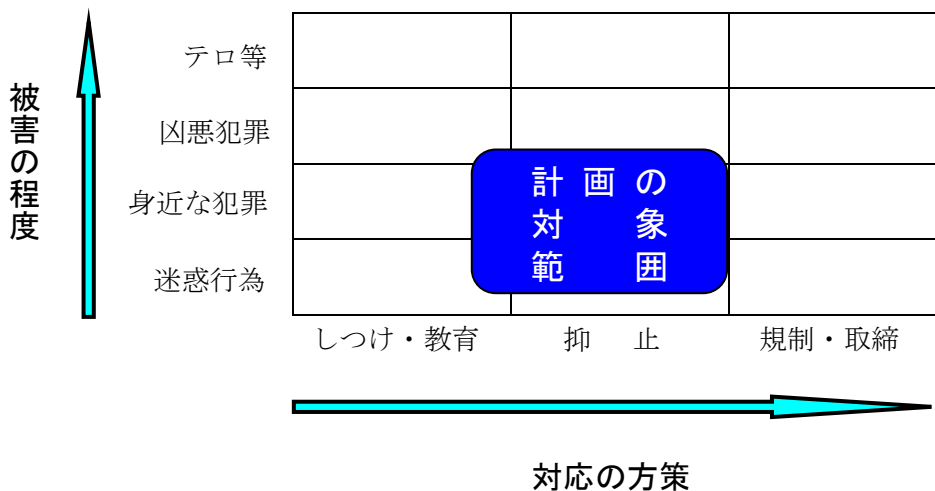
3 安全安心街づくりの範囲

「安全安心」に関しては、現在「食に関する安全安心」や「地震・風水害等の自然災害の安全安心」、「交通安全」等市民生活の様々な分野において、取り組みが行われています。

本計画における「安全安心街づくり」とは、条例において犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取り組みと規定しています。

施策の推進にあたっては、「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、子どもを狙った犯罪、自転車盗、性犯罪等）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みを計画の範囲とします。

対象とする取り組みの範囲



※ 犯罪の抑止には、啓発活動、防犯活動、環境の整備等が含まれます。

4 計画の位置づけ

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて、安全安心街づくりを総合的に推進するための計画です。

仙台市では安全安心の分野以外にも様々な計画を策定し、各種施策を展開していますが、本計画では市民の安全安心に関する他の分野とも連携を図っていきます。

本計画は、仙台市総合計画を上位計画とし、本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとしします。

5 計画期間

計画の期間は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間とします。ただし、この期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

6 基本理念

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて策定されるものであり、前計画〔平成 19 年度～22 年度〕と同様に条例の基本理念を本計画における基本理念とします。

市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

第2章 市民を取り巻く安全安心の現状と課題

1 取り組みの現状（詳細は資料 40 ページ参照）

【基本目標 1】 市民自らの防犯力の向上

施策の方向	主な取り組み
市民個人の防犯意識、危険察知・防犯能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより、市ホームページ等による防犯情報の提供 ・ イベント等を活用した啓発活動の実施 ・ 各種防犯講座の開催
市民の防犯活動の活発化・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防犯活動団体への助成 ・ 地域の防犯リーダー養成のための防犯アカデミー開催
地域コミュニティ全体による防犯の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校ボランティア防犯巡視員」による巡回活動の実施 ・ 地域各団体や個人と連携した「見守り活動」の実施

【基本目標 2】 防犯上の配慮が必要な子供、女性、高齢者などを犯罪被害から守る

施策の方向	主な取り組み
児童生徒等子供を犯罪被害から守る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校ボランティア防犯巡視員」による巡回活動の実施 ・ 「スクールガード・リーダー」（警察官 OB）による巡回活動の実施 ・ 「仙台まもらいだー」（警察官 OB）による巡回活動の実施
規範意識の向上、非行防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所での非行相談の実施 ・ 子供相談支援センターでの相談の実施
女性、高齢者等を犯罪被害から守る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性への暴力電話相談の実施 ・ 高齢者のための防犯啓発用パンフレットの配布 ・ 障害者施設利用者及び施設職員を対象とした防犯講習会の実施

【基本目標 3】 犯罪の起きにくい環境の整備

施策の方向	主な取り組み
迷惑行為減少への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者、行政等の連携による落書き消去活動の実施 ・ 歩きたばこ防止街頭キャンペーンの実施 ・ 放置自転車対策用自転車駐輪マップの配布 ・ 自転車走行マナー向上のための啓発活動の実施
防犯性の高い道路、公園、建物等の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路街路灯照度アップの実施 ・ 公園の樹木剪定の実施 ・ 公園灯の新設修繕等の実施 ・ 住宅の防犯対策のための防犯診断の実施
地域の関係団体による環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区モデル地区で関係団体と連携した防犯活動の実施 ・ 国分町暴力団排除街頭キャンペーンパレードの実施 ・ 国分町地区クリーンアップ作戦の実施 ・ 国分町地区電線地中化・元鍛冶丁公園整備の実施

2 防犯に対する市民の取り組み（詳細は資料 42 ページ参照）

市民による防犯活動は、防犯協会のように組織的に活動するものから、散歩や買物等の時間帯を利用した気軽にできる活動まで、様々なものがあります。

(1) 防犯協会

地域における防犯パトロール、防犯思想の普及啓発、非行防止や薬物乱用防止の広報啓発、違反広告物除却の環境浄化活動等を実施しています。

現在、市内には、71 の単位防犯協会があり、組織内に防犯指導隊、女性部等を有し、約 2,000 名の隊員が活動しており、東日本大震災発生後も地域でのパトロールや見守り活動などの防犯活動を行っています。

(2) 地域安全安心まちづくり事業により活動する自主防犯組織

本市では、平成 16 年度から、地域において自主的な防犯活動を行う団体に対し、活動に要する経費の補助を行っています。

平成 22 年 10 月現在、7 年間で 102 の団体が児童の登下校時の防犯パトロール、危険箇所の点検、落書き消し等の環境浄化活動等に取り組んでいます。

(3) 歩くボランティア（アイ・アイキンジョパトロール）

本市では、平成 16 年度からウォーキングや犬の散歩等、自分の都合の良い時間帯に防犯意識を持って地域を見守る、歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」の登録を市民に呼びかけています。

平成 22 年度末で 1,400 名弱の方が、犯罪・非行等を目撃した際には警察署や交番へ通報し、防犯上好ましくない場所（暗い道や公園等）を発見した場合には、本市へ報告するなどといった活動を行っています。

(4) 学校ボランティア防犯巡視員、学校防犯車両

市教育委員会では、平成 17 年度から各学校において、PTA や町内会等に学校ボランティア防犯巡視員登録の呼びかけを行っており、全市立学校において組織されています。

平成 22 年度末の登録者数は 7,500 名を超え、ボランティアの方々は登下校時を中心に地域の巡視活動を行っています。

また、本市の公用車や給食配送車、郵便局や企業の車両を「学校防犯車両」として登録し、運行中に児童生徒の緊急事態に遭遇した場合に、児童生徒の保護や学校、警察等への連絡を行っています。

(5) 県警による自主防犯ボランティア団体支援

宮城県警察では、平成 16 年度から、地域・職域等の単位で防犯活動を行う自主防犯ボランティア団体の結成活動の支援を図っています。

平成 22 年末の登録団体は 107 団体で、結成された自主防犯ボランティア団体に対しては、警察から積極的に情報を提供する等の支援育成を行っています。

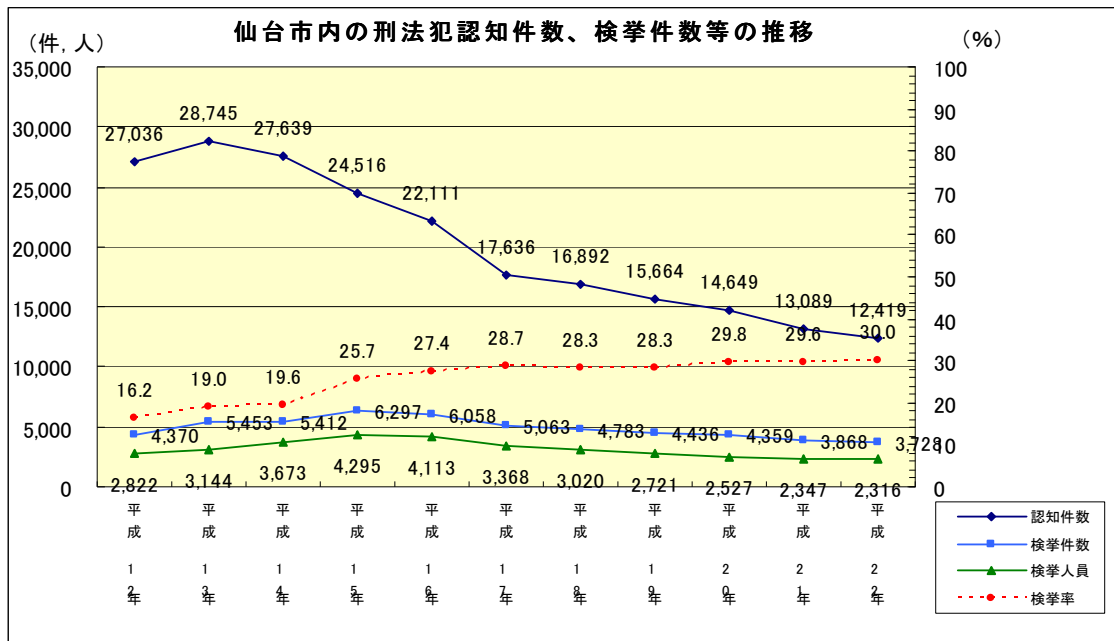
3 市内の犯罪の状況

(1) 仙台市内の刑法犯認知件数の推移

本市内の刑法犯認知件数※1 は、前計画策定時点の平成 19 年の 15,664 件に比べ、平成 22 年は 12,419 件まで減少し、ピーク時(平成 13 年 28,745 件)の 43.2% まで減少しています。

犯罪種別で見ますと、全体の 7 割を窃盗犯が占め、市民生活の身近なところで犯罪が多く発生しています。

また、窃盗犯の手口別認知件数では、自転車、オートバイ、自動車の盗難が多く発生しています。



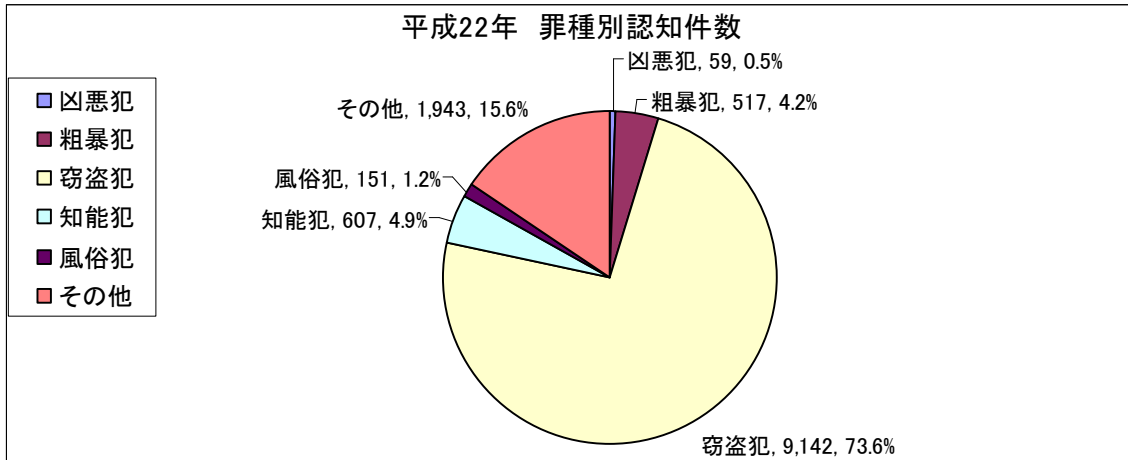
(資料提供：宮城県警察本部)

〈仙台市内の罪種別認知件数の推移〉

罪種※2	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
凶悪犯	80	100	126	90	101	57	65	59
粗暴犯	466	510	515	575	561	489	512	517
窃盗犯	19,281	16,092	12,269	11,848	11,345	10,817	9,644	9,142
知能犯	591	1,064	1,089	1,135	788	806	577	607
風俗犯	155	102	117	147	138	165	118	151
その他	3,943	4,243	3,520	3,097	2,731	2,315	2,173	1,943
合計	24,516	22,111	17,636	16,892	15,664	14,649	13,089	12,419

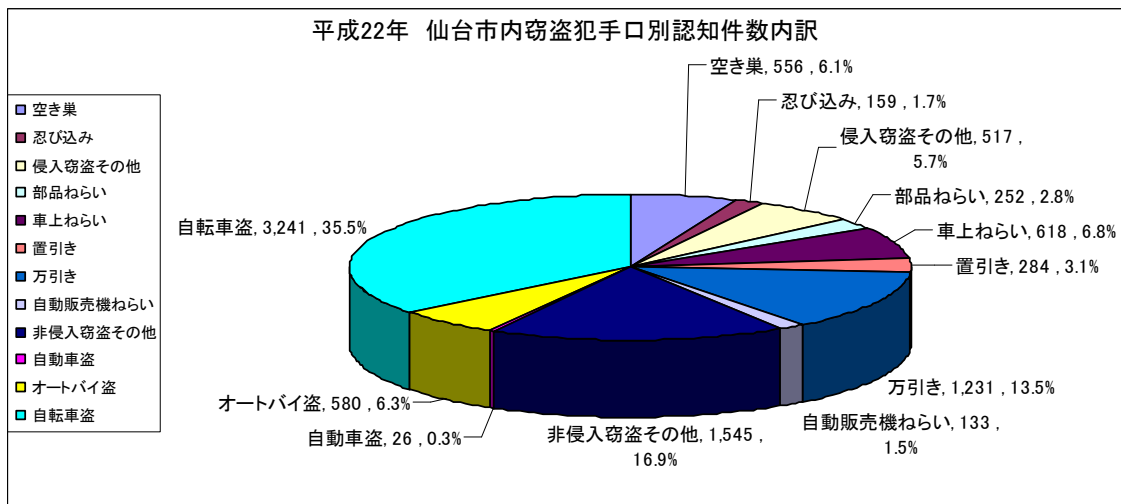
(資料提供：宮城県警察本部)

〈罪種別〉



(資料提供：宮城県警察本部)

〈仙台市内の窃盗犯手口別認知件数内訳〉



(資料提供：宮城県警察本部)

※1 殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺など、刑法に規定する犯罪（道路上での交通事故に起因する罪を除く）の発生を警察で認知した件数（被害届出受理件数）です。

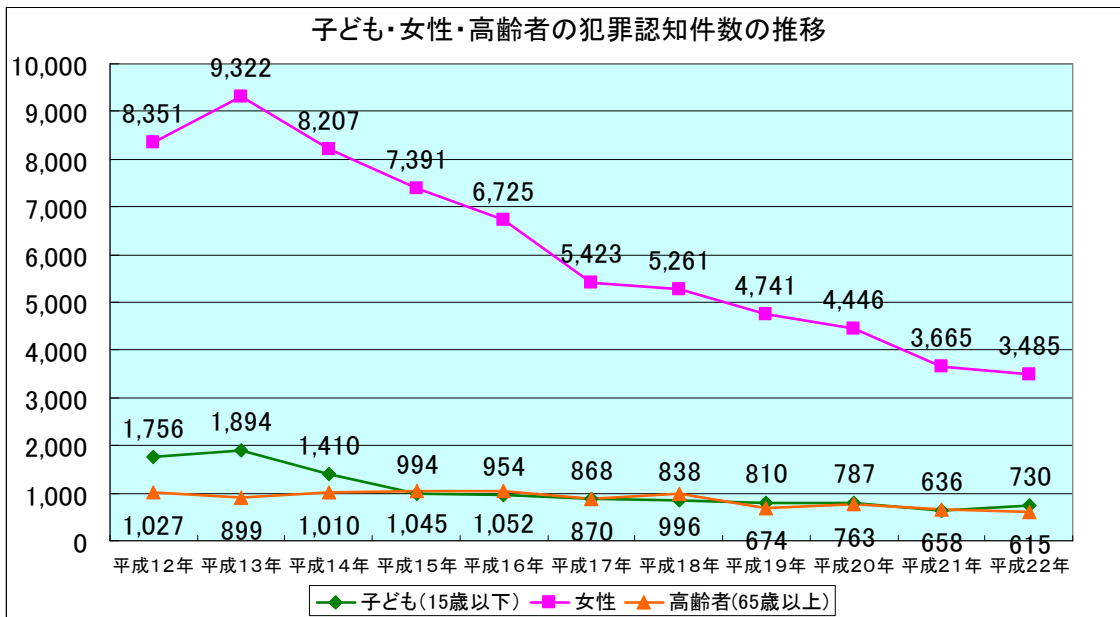
※2 罪種の説明

- ・凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦など
- ・粗暴犯：暴行、傷害・傷害致死、脅迫、恐喝、凶器準備集合など
- ・窃盗犯：空き巣、万引き、車上狙い、乗物盗（自動車・自転車・オートバイ盗）など
- ・知能犯：詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、有価証券偽造、汚職、背任など
- ・風俗犯：賭博、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布など
- ・その他：占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊、建造物損壊、公務執行妨害、犯人隠匿・証拠隠滅など

(2) 子ども、女性、高齢者の犯罪被害状況

子ども(15歳以下)、女性、高齢者(65歳以上)が被害者となる件数は減少傾向にあります。全体に高い割合を示す窃盗犯を除くと、子ども、女性ではわいせつなどの性的犯罪の被害割合が目立ちます。高齢者では振り込め詐欺や悪質商法などの知能犯の被害割合が、他に比べ高くなっています。

〈仙台市内の子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪認知件数の推移〉



(資料提供：宮城県警察本部)

〈男女別の被害者の割合(罪種別)〉

(平成22年)

	凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他		合計 件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
女性	25	0.7	173	5.0	2,606	74.8	115	3.3	110	3.2	456	13.1	3,485
男性	29	0.5	343	5.8	4,507	75.6	114	1.9	2	0.0	970	16.3	5,965
市全体	54	0.6	516	5.5	7,113	75.3	229	2.4	112	1.2	1,426	15.1	9,450

(資料提供：宮城県警察本部)

〈子ども・高齢者が被害者となる割合(罪種別)〉

(平成22年)

	凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他		合計 件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
子ども	2	0.3	37	5.1	632	86.6	0	0.0	16	2.2	43	5.9	730
高齢者	6	1.0	20	3.3	418	68.0	70	11.4	1	0.2	100	16.3	615
市全体	54	0.6	516	5.5	7,113	75.3	229	2.4	112	1.2	1,426	15.1	9,450

(資料提供：宮城県警察本部)

4 迷惑行為の発生状況（詳細は資料 46 ページ参照）

迷惑行為は、すべてが犯罪であるとは限りませんが、周りの人が不快な思いをするだけでなく、迷惑行為を放置しておくことで、社会全体の規範意識を低下させ、重大な犯罪の発生を誘引する可能性もあります。

(1) 自転車の迷惑走行

自転車の迷惑走行は、時には死傷者を出す重大な事故を引き起こす恐れのある行為です。危険な行為を抑止するため関係機関と連携し、街頭においてルール・マナーについて指導を行っていますが、中には、自転車が車両であるとの認識がなく、道路交通法の罰則が適用されないと思っている人が少なくありません。

仙台市内の自転車事故発生件数は平成 18 年から、負傷者数は平成 17 年からそれぞれ減少傾向にあります。ルール・マナーを守らない自転車走行が多く、市民から苦情が多く寄せられています。

また、東日本大震災で発生した燃料の不足や公共交通機関の運休などにより自転車利用者が急増し、迷惑走行が増加するという事態が発生しました。

(2) 放置自転車

商店街や歩道等の路上で、無秩序な自転車やバイクの駐輪により歩行を阻害する等の問題が生じています。

本市では、「仙台市自転車等放置防止条例」において、放置禁止区域、規制区域を指定し、長時間放置した場合には、撤去、保管できることとしています。

また、路上駐輪場や地下駐輪場の整備等、新たな駐輪スペースの確保に努めています。

(3) 違反広告物

違反広告物のひとつであるいわゆる「ピンクちらし」は、全国的にも仙台の悪いイメージとして大きな問題になっていましたが、市民と行政が一体となった活動や「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」による取り締まりが強化された結果、今日では全く見当たらなくなっています。

しかしながら、現在でも「ヤミ金融」や「デリバリーヘルス」を広告宣伝するはり紙、歩道に大きくはみ出し公共空間を不法に占用する看板等の違反広告物は後を絶たないのが現状です。

(4) 落書き

落書きは、刑法の器物損壊等に違反する行為です。本市では「仙台市落書きの防止に関する条例」で落書きを禁止し、市民の取り組みを支援するため、落書き消しの消去剤や道具の貸出を行っています。

最近では市民の取り組みにより、落書きの被害は減少してきています。

(5) 歩きたばこ

火のついたたばこを大人が持って歩いた場合、たばこの高さが子どもの目線の位置に当たるとともに、周りの人が衣服を焦がす恐れがあるなど大変危険な行為です。

本市では、東一番丁通、中央通、定禅寺通等 9 か所 6,400mを「歩行禁煙モデルストリート」として設定し、横断幕の掲出や屋外放送、キャンペーンの実施等により歩行禁煙の呼びかけを実施しております。モデルストリート内の歩きたばこ者の数は減少傾向にあります。近年は、受動喫煙による健康への悪影響防止を訴える観点からの苦情が多く寄せられています。

(6) 違法駐車

違法駐車は、道路の円滑な通行を妨げて交通渋滞を発生させるだけでなく、交通事故を引き起こす危険性もあります。

警察による取り締まりのほか、本市では「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」により、「違法駐車等防止重点地域」を指定し、交通安全指導員が違法駐車防止の助言・指導を行っていますが、依然として駐車違反や違法駐車車両は多く見られます。

(7) ごみのポイ捨て

ごみのポイ捨ては、美観を損ねるだけでなく、たばこのフィルターやプラスチック、金属類などの分解されにくい材質のごみが、自然環境に及ぼす影響についても危惧されています。

本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定し、生活環境の向上に努めています。

ごみのポイ捨てに関する調査・清掃活動への参加者や仙台まち美化サポート・プログラムへの参加団体が増加し、市民、事業者等の清掃活動等が定着しています。

(8) 暴走族による騒音

暴走族による暴走行為は、交通の障害になるだけでなく、暴力団予備軍になっている場合も多く、存在自体が市民生活に不安を与え、夜間の騒音は市民の安眠を妨げます。

宮城県では、「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」を改正し、平成 15 年から懲役刑などの罰則が適用されることとなったことから、条例改正後は暴走族のグループ数、構成員数、110 番受理件数等は、激減しています。

5 安全安心街づくりの課題

安全安心街づくりの課題

市民を取り巻く安全安心の現状や、これまでの主な取り組み及び市民意向調査の結果等から防犯活動への理解が高まっている反面、活動の広がりが進んでいないことや地域内の連携が進んでいないこと、また、自転車やバイクの盗難等の窃盗犯が犯罪件数を押し上げていること、迷惑行為に対する市民の改善要望が多いことなどが分かってきました。

安全安心街づくりを推進していくためには、犯罪被害を未然に防止するための対策を講じて、犯罪の機会を与えない、犯罪の起きにくい状況をつくることが重要です。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時においても、個人・地域・企業が密に連携し、互いに協力し、支え合う、地域力の高い防犯の街づくりが認識されたところです。

これらを踏まえて、犯罪のない安全で安心して暮らせる街の実現に向けて、今後5年間の取り組みの基本的方向を明らかにするために、課題を次のとおり整理します。

課題1 市民一人ひとりの防犯意識の向上

現状

安全安心街づくりの各種広報・啓発や取り組み等により、「自分の身は自分で守る」という防犯意識は大分浸透してきています。しかし、乗り物の盗難や空き巣などちょっとした気配りで防げる犯罪がまだまだ多く発生しており、市民の防犯意識の高まりは十分とはいえない状況にあります。

市民の意見

- ・市民個人の防犯意識の向上が重要である。
- ・戸締りや鍵かけの励行が重要である。
- ・電話勧誘や悪質な訪問販売等の拒絶が必要である。
- ・玄関での身元確認の徹底が必要である。
- ・個人情報を含むごみは出さないことが重要である。
- ・インターネット、携帯電話等による新たな犯罪への対策が必要である。

課題等

日頃からの取り組みや心がけにより、犯罪被害を未然に防止できることから、市民一人ひとりの防犯意識をより高め、市民自らが防犯対策を実践できるようにすることが必要です。

課題2 犯罪への不安感の解消と情報発信

現状

市内の刑法犯認知件数は毎年減少してきていますが、全国的に見られる凶悪犯罪の発生や、身近なところで起きている振り込め詐欺などの報道に接することで、犯罪被害への不安感を持つ市民がいます。

また、市民、地域、事業者、行政等による取り組みは強化されてきていますが、地域への迅速かつ的確な防犯・犯罪情報の発信がまだ不十分です。

市民の意見

- ・警察のパトロールや取り締まりの強化が必要である。
- ・地域住民、警察、行政の連携が重要である。
- ・犯罪情報、防犯情報の提供が必要である。
- ・町内会掲示板等へも犯罪、防犯情報の提供が必要である。

課題等

市内での犯罪発生の情報や防犯に関する情報、地域の防犯活動などの情報を広く市民に伝え、学校や地域、各団体相互間で必要な情報を共有しながら、連携・協力して身近な犯罪の発生を抑止する取り組みを行うことによって、犯罪被害への不安感を解消することが必要です。

課題3 高い規範意識を育む

現状

都市化や高度情報化、核家族化の進展、市民のライフスタイルの多様化といった社会の情勢が様々に変化している中で、規範意識の低下が問題となっています。特に子どもたちと地域社会のつながりの希薄化により、地域の子どもの規範意識を育てる力が低下しています。

市民の意見

- ・ごみのポイ捨て等迷惑と感じる行為が多いので、マナーの向上が必要である。
- ・子どもの規範意識の向上が必要である。

課題等

家庭、学校、地域の連携により、社会全体で子どもを育てていく環境づくりが求められるほか、大人自身が規範意識を向上させ、維持していくことが求められています。

課題4 子ども、女性、高齢者等を犯罪被害から守る

現状

犯罪を防御する力が弱い子ども、女性、高齢者等が被害者となる犯罪認知件数は年々減少傾向にあります。しかし、子どもに対する不審者からの声かけ、女性への暴行、わいせつ行為、高齢者を対象とした詐欺などは、表面化しにくいことから、その被害はいまだ多いといわれています。

市民の意見

- ・不審者対策の強化が必要である。
- ・高齢者、障害者の防犯対策の強化が必要である。
- ・防犯や犯罪に関する相談窓口の整備が必要である。

課題等

子ども、女性、高齢者等について、特に安全の確保に努める必要があり、それぞれに特化した防犯講習会の開催や広報、啓発の充実を図っていくことが必要です。また、実際に犯罪被害に遭い、困難に直面している方々に対する支援が求められています。

課題5 地域コミュニティの連携による防犯活動の活発化

現状

地域では住民による自主的な防犯活動が進んできています。しかしながら、地域の連帯感の希薄化に伴い、地域内の関係団体との連携・協力体制が十分構築されておらず、活動が広がっていかない状況があります。

一方で、多くの市民が、防犯活動は必要であると考えており、機会があれば活動に参加したいと思っています。

市民の意見

- ・地域全体での取り組みが必要である。
- ・地域住民のコミュニケーションづくり、連携が重要である。
- ・防犯活動は町内会等で行うなど、地域全体で取り組む必要がある。
- ・町内のパトロールの強化が必要である。

課題等

地域における様々な行事や街づくり活動を通して、地域の連帯感・一体感を高めながら、地域コミュニティ全体による防犯への取り組みが進むよう、防犯活動団体同士の連携・交流の促進を図り、防犯ネットワークを構築していくことが必要です。

また、地域で取り組まれている防犯活動の内容などの情報を発信するなど、参加意欲のある方が参加しやすくなる方策を講じながら、地域内の連携・協力による裾野の広い防犯活動を展開していくことが必要です。

特に東日本大震災では、町内会をはじめとする地域団体の支え合い、助け合いが行われ、地域コミュニティによる防犯力が地域内の安全安心における重要な役割を担いました。

課題6 危険迷惑行為等の撲滅

現状

これまでの取り組みにより、違反広告物、落書き、歩きたばこ等の迷惑行為等は減少傾向にありますが、自転車の迷惑走行などは依然として増加しており、放置自転車なども問題となっています。

また、歩きたばこについては、受動喫煙による健康への悪影響の問題も指摘されています。

市民の意見

- ・マナーの悪さ、モラルの欠如が問題である。
- ・家庭、学校、地域での道德教育が必要である。

課題等

個人のマナー・モラルに負うところの大きい迷惑行為の減少に向けた取り組みが必要です。

課題7 防犯性の高い施設の整備

現状

道路、公園等の暗がりや死角を解消するため、街灯の設置、樹木の剪定等環境の整備を進めてきましたが、夜間の駐車場などの暗がりの解消が進んでいません。

市民の意見

- ・街灯の設置や照度アップが必要である。
- ・道路の整備を進める必要がある。

課題等

道路や公園等の公共施設整備を引き続き行うとともに、民間の施設についても防犯上の対策を進めるよう求めていくことが必要です。

課題8 市民・事業者・警察・行政等の各主体の連携・協力

現状

安全安心な街づくりへの社会全体の意識の高まりを受け、市民、地域、各種団体、警察、行政等が主体的に連携・協力しながら取り組みを強化しています。

市民の意見

- ・市民と行政、警察のネットワークが必要である。
- ・地域の各団体の連携強化が必要である。
- ・学校と地域の連携が必要である。

課題等

個人、家族、各関係団体等の取り組みを推進するとともに、より効果的な対策が取れるよう、なお一層の連携・協力を図ることが重要です。

第3章 基本目標

第2章で整理した課題に対し、本計画においては、次の3項目を基本目標として掲げ、安全安心街づくりの取り組みを推進していくこととします。

基本目標1 市民一人ひとりの防犯力の向上

刑法犯認知件数の大半を占める窃盗や暴行、強制わいせつ、詐欺、悪質商法など、市民の身近な場所で起きる犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、自分の身の周りから防犯対策を行うことが重要です。

このような市民自らの主体的な行動が、安全で安心な街づくりの基本であり、最大の防犯力となります。

また、市民一人ひとりの防犯力の向上を図り、日常生活における安心感を高めていくために、市民の防犯意識及び規範意識の高揚を図っていくことが重要です。

基本的施策

- 1 防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める
- 2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み
- 3 児童生徒等子どもの防犯力の育成
- 4 女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める
- 5 防犯力向上のための情報の発信

◎ 重点的な取り組み

☆ 子ども、女性、高齢者等の犯罪被害の防止に向けた取り組み

☆ 犯罪被害件数の多い自転車・バイクの盗難などの減少に向けた取り組み

- (主な施策の例)
- ・各種防犯講座の開催
 - ・効果的な安全教育の推進
 - ・各種媒体を活用した犯罪情報、防犯知識の提供と啓発活動の実施

基本目標 2 互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり

市民が自分の住んでいる地域や職場のある地域に関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどから生まれる連帯感は、コミュニティを強固なものにするとともに、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。

東日本大震災の際にも、被災地域における自主的な防犯活動が一定の効果を上げています。犯罪被害を未然に防止するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、地域住民が互いに力を合わせ支え合う積極的な防犯活動を行うことが必要です。

大震災後の地域においては、子どもや高齢者等の安全を守るため、住民や団体が連携して見守り活動を行いました。また、仮設住宅においては、新たな近所付き合いから始まる絆づくり、住民同士の支え合いの中で、犯罪に強い地域社会の構築が進んでいます。このような地域としての動きや、自主的防犯活動への支援、関係団体等の連携・交流を促進することが肝要です。

さらに、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるように、地域社会の温かい理解と支援が必要です。

基本的施策

- 1 地域コミュニティによる防犯活動の推進
- 2 自主防犯活動の推進
- 3 地域と一体となった子ども等の見守り活動
- 4 防犯活動団体のネットワーク化の推進
- 5 防犯リーダーの育成
- 6 犯罪被害者等の支援

◎ 重点的な取り組み

☆ 地域コミュニティにおける防犯活動の推進、支援に向けた取り組み

☆ 防犯関係団体の連携・交流の推進に向けた取り組み

- (主な施策の例)
- ・防犯協会の活動支援
 - ・地域の自主防犯活動団体への支援
 - ・空き家、廃屋の適正管理と地域による見守りの促進
 - ・各区における防犯関係団体の連携・交流の推進

基本目標 3 犯罪をつくりださない環境づくり

犯罪の未然防止には、個人や地域による防犯活動などのソフト面の対策に加えて、環境整備などのハード面から、犯罪を生まないためのより積極的、主体的な取り組み、犯罪をつくりださない取り組みが必要です。

市民の身近な生活環境の防犯性を高めること、そして、環境美化活動により美しい街を維持していくことは、犯罪を誘引する機会を減らすことにつながります。

また、犯罪を誘引する可能性の高い迷惑行為を放置することは、軽微な犯罪を生み、次第に重大な犯罪へとつながる危険性があります。このため、ごみのポイ捨てや落書き、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を起こしにくい環境をつくりだし、防犯効果を高めることが重要です。

基本的施策

- 1 危険迷惑行為等撲滅への取り組み
- 2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進
- 3 子どもの安全に配慮した環境の整備
- 4 地域における市民自らが行う環境の整備
- 5 地域における関係団体等による環境の整備

◎ 重点的な取り組み

☆ 犯罪を誘引する可能性の高い危険迷惑行為等の撲滅に向けた取り組み

☆ 見通しの確保等、市民が安心して利用できる施設整備

- (主な施策の例)
- ・ 空き缶、ごみ等のポイ捨て防止の啓発の実施
 - ・ 歩きたばこ防止キャンペーンの実施
 - ・ 街路灯の照度アップ
 - ・ 住宅の防犯診断

第4章 安全安心街づくりを推進するための施策

1 施策の体系

基本理念

市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

基本目標

基本目標1
市民一人ひとりの防犯力の向上

基本目標2
互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり

基本目標3
犯罪をつくりださない環境づくり

基本的施策

- 1 防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める
 - 2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み
 - 3 児童生徒等子どもの防犯力の育成
 - 4 女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める
 - 5 防犯力向上のための情報の発信
-
- 1 地域コミュニティによる防犯活動の推進
 - 2 自主防犯活動の推進
 - 3 地域と一体となった子ども等の見守り活動
 - 4 防犯活動団体のネットワーク化の推進
 - 5 防犯リーダーの育成
 - 6 犯罪被害者等の支援
-
- 1 危険迷惑行為等撲滅への取り組み
 - 2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進
 - 3 子どもの安全に配慮した環境の整備
 - 4 地域における市民自らが行う環境の整備
 - 5 地域における関係団体等による環境の整備

重点的な取り組み

☆子ども、女性、高齢者等の犯罪被害の防止に向けた取り組み

(施策の例)
・各種防犯講座の開催
・効果的な安全教育の推進

☆犯罪被害件数の多い自転車・バイクの盗難などの減少に向けた取り組み

(施策の例)
・各種媒体を活用した犯罪情報、防犯知識の提供と啓発活動の実施

☆地域コミュニティにおける防犯活動の推進、支援に向けた取り組み

(施策の例)
・防犯協会の活動支援
・地域の自主防犯活動団体への支援
・空き家、廃屋の適正管理と地域による見守りの促進

☆防犯関係団体の連携・交流の推進に向けた取り組み

(施策の例)
・各区における防犯関係団体の連携・交流の推進

☆犯罪を誘引する可能性の高い危険迷惑行為等の撲滅に向けた取り組み

(施策の例)
・空き缶、ごみ等のポイ捨て防止の啓発の実施
・歩きタバコ防止キャンペーンの実施

☆見通しの確保等、市民が安心して利用できる施設整備

(施策の例)
・街路灯の照度アップ
・住宅の防犯診断

2 施策の内容・主な取り組み

基本目標1 市民一人ひとりの防犯力の向上

基本的施策1

防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める

【主な取り組み】

(1) 市民の防犯意識啓発《推進局：市民局、各区》

- ① 懸垂幕や防犯パネルの掲出、街頭キャンペーン等の実施により、防犯意識の高揚を図ります。
- ② 全国地域安全運動仙台市大会を開催するなど、防犯思想の普及啓発にかかるイベントを開催します。
- ③ インターネット、市政だより、消費生活情報誌等の多様な媒体を活用して、ライフステージに応じた効果的な広報・啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に取り組みます。
- ④ 自転車、バイクの盗難など、発生件数の多い身近に起きる犯罪を防止するための啓発活動を行います。

(2) 防犯学習機会の提供《推進局：市民局、健康福祉局、教育局、各区》

- ① 気軽に楽しみながら防犯に関する知識や技術を習得できるよう、警察等関係機関と連携しながら、防犯講座を開催します。
- ② 対象とする年代ごとに最も必要な情報を提供するなど、実態に即した効果的な講座を開催します。
- ③ 防犯講座開催を希望する地域団体、職域団体等に対し、専門知識を有する講師を派遣します。
- ④ 町内会、老人クラブ、PTA、社会学級等の地域団体、消費者団体、小グループや事業者等に対する出前講座を実施し、消費者被害の未然防止に取り組みます。

基本的施策2

安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み

【主な取り組み】

(1) 規範意識の向上の取り組み《推進局：市民局、教育局》

- ① 子どものうちに社会生活の基本的なルールを身に付けることができるよう、家庭、学校等における子どもの教育を推進します。
- ② 子どもを含む市民の規範意識向上のための運動に取り組みます。

(2) 青少年への指導・相談《推進局：子供未来局、教育局》

- ① 学校教育において非行防止の取り組みを進めます。
- ② 繁華街、仙台駅周辺、市内全域の中学校区において、青少年の非行の未然防止や早期発見、健全育成を図るために街頭指導を行います。
- ③ 青少年の非行や問題行動等について、相談を行います。

基本的施策3

児童生徒等子どもの防犯力の育成

【主な取り組み】

(1) 子どもの安全対策《推進局：市民局、教育局》

- ① 通学路や日常の遊び場等、どのような場所で犯罪が起こりやすいか、理解させることを目的に「安全安心マップ」づくりの支援を行います。
- ② 防犯に関する知識を身に付け、危険な場面に遭遇した時に安全な行動を取れるよう、子どもの学年に応じた効果的な安全教育を推進します。
- ③ 教職員を対象に、子どもの安全確保、被害防止等に関する研修を行います。
- ④ 小中学校と特別支援学校の児童生徒を対象に、防犯ブザーの購入費を補助します。
- ⑤ 不審者・痴漢・薬物乱用・出会い系サイト利用等の被害予防に関する啓発活動を行い、子どもたちの犯罪被害防止に努めます。

基本的施策4

女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める

【主な取り組み】

(1) 女性の安全対策《推進局：市民局、各区》

- ① 女性に対する防犯意識の普及啓発を図ります。
- ② 女性に対する暴力の根絶や性犯罪の防止に関する啓発活動を推進します。
- ③ 女性のための暴力電話相談や各区保健福祉センターにおける相談指導等、相談対応窓口の拡充を図るとともに、関係機関との連携を強化します。
- ④ 市民活動団体による緊急一時保護施設（シェルター）や相談事業にかかわる活動を支援します。
- ⑤ 交際相手からの暴力行為を防ぐため、若年層への啓発活動を行います。

(2) 高齢者の安全対策《推進局：市民局、健康福祉局》

- ① 高齢者を対象とした防犯講座を開催します。
- ② 高齢者が自らの安全を確保することができるよう防犯や安全意識の普及啓発をきめ細やかに行います。
- ③ 町内会、老人クラブ等の地域団体、消費者団体、小グループ、事業者等に対する悪質商法や、消費者被害に関する出前講座等、「届ける」タイプの学習機会

を提供します。

- ④ 情報が得にくい高齢者等が消費者被害等に関する情報を容易に入手できるよう、効果的な広報・啓発活動を行います。
- ⑤ 高齢者に接する機会の多い民生委員児童委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）等に対して、消費者被害とその防止等についての啓発を行います。

(3) 障害者の安全対策《推進局：市民局、健康福祉局》

- ① 障害者やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害者と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害者の犯罪被害防止に係る知識の普及を図ります。

基本的施策5

防犯力向上のための情報の発信

【主な取り組み】

(1) 犯罪情報、防犯知識の共有《推進局：市民局、各区》

- ① 犯罪の発生状況や防犯に関する知識を市政だより、市ホームページ、テレビ・ラジオの市政番組等の各種媒体を活用することにより、積極的に情報提供します。また、災害発生後の停電や通信規制等に対応できるよう既存の情報媒体にとどまらず、あらゆる情報伝達の方法を活用して、地域の安全安心を確保するための様々な情報の共有を図ります。
- ② 防犯活動事例の紹介やリーフレット等の作成配布により、防犯意識の高揚を図ります。

基本目標 2 互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり

基本的施策 1

地域コミュニティによる防犯活動の推進

【主な取り組み】

(1) 地域コミュニティ全体による防犯の取り組み《推進局：市民局、教育局、各区》

- ① 登下校時間帯に少しの時間を割いて家の外に出ることにより、子どもを見守る活動を推進します。
- ② 地域の一体感を醸成し、防犯上の効果も高い「あいさつ運動」を推進します。
- ③ 街を明るくし、犯罪を抑止する効果の高い「一軒一灯運動」を促進します。
- ④ 地域における空き家等の適正な管理を図る活動を促進します。また、東日本大震災により被災した家屋の空き家、廃屋化に対する取り組みを促進します。

基本的施策 2

自主防犯活動の推進

【主な取り組み】

(1) 市民の自主的防犯活動の促進、支援《推進局：市民局、各区》

- ① 個人の都合の良い時間を利用した、気軽にできる防犯活動である、歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」の普及促進及び活用を図ります。
- ② 地域において防犯組織を結成し、パトロール活動等を行う団体に対し、その運営を支援します。
- ③ 青色回転灯の設置を支援し、青色回転灯設置車両による防犯パトロールの拡充を図ります。
- ④ 青色回転灯設置車両による防犯パトロールを実施します。
- ⑤ 災害発生時の被災地を狙った犯罪を未然に防止するため、防犯パトロールを重点的に実施します。

(2) 既存の防犯組織の活性化《推進局：市民局、各区》

- ① 市内最大の防犯組織である防犯協会の活動を支援します。
- ② 各地域間の防犯協会の活動の均質化を図り、また隊員を増やす等、組織の活性化を支援します。

基本的施策 3

地域と一体となった子ども等の見守り活動

【主な取り組み】

(1) 子ども等の安全対策推進《推進局：子供未来局、教育局、交通局》

- ① 全ての市立小学校において、敷地内や学校周辺、通学路等を巡回し、犯罪防止に努める学校防犯巡視員派遣事業「仙台まもらいだー」を実施します。
- ② 全ての市立小中高等学校において、PTAや地域の方々等に呼びかけ、学校ボランティア防犯巡視員を組織して、登下校時を中心に巡視活動を行う、「学校ボランティア防犯巡視員」事業を推進します。
- ③ 市立幼稚園、小中特別支援学校を訪問し、学校の安全体制の点検評価や学校ボランティア防犯巡視員の育成指導等を行うため、警察官OBからなる「スクールガード・リーダー」事業を推進します。
- ④ 公用車、給食配送車、郵便車両、協賛企業車両に「仙台まもらいだー」マグネットシートを貼付して、児童の緊急時に学校・警察へ連絡する「学校防犯車両」を運行します。
- ⑤ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報は、精査・検討し、緊急性の高い情報に関しては、必要に応じ全ての市立学校へ提供します。
また、各児童館・保育所・私立幼稚園等へも必要に応じて情報を提供し、子どもの安全確保に努めます。
- ⑥ 仙台市校外指導連盟・学校警察連絡協議会・地域ぐるみ生活指導連絡協議会の関係団体を支援し、地域における児童生徒の安全を確保します。
- ⑦ 子どもたちの緊急避難所として、地下鉄駅における「子ども 110 番の駅」や地域の店舗、民家の協力を得ながら「子ども 110 番の店（家）」を拡充します。
- ⑧ 市立小中学校の学区内の危険箇所を点検し、「立入禁止」等の注意喚起の立て看板を設置します。
- ⑨ 全ての市立学校において、警察、子供相談支援センター、防犯協会、PTA等の協力を得ながら、毎月第 2 金曜日に一斉に登下校時に学区巡視を行う「防犯・子どもを守ろうデー」を実施します。

基本的施策 4

防犯活動団体のネットワーク化の推進

【主な取り組み】

(1) 地域における防犯施策の推進《推進局：各区》

- ① 各区において指定する区安全安心街づくり活動推進モデル地区において、先導的かつ模範的な安全安心街づくりを推進します。
- ② 地域において防犯活動に取り組む個人・グループ・NPO等の育成と、交流・連携を図ります。

基本的施策5

防犯リーダーの育成

【主な取り組み】

(1) 地域防犯活動者の育成《推進局：市民局、教育局》

- ① 地域における防犯活動の中心的役割を担う人材を育成するため、地域防犯活動の実践者等に対する研修を行います。
- ② 防犯協会に対する研修を充実させ、会員等の資質向上を図ります。
- ③ 学校の安全体制の点検評価や学校ボランティア防犯巡視員の育成指導等を行うため、警察官OBからなる「スクールガード・リーダー」事業を推進します。
(再掲)

(2) 地域防犯活動者等の顕彰《推進局：市民局》

- ① 地域防犯活動者等への社会的評価を高め、活動の活発化及び継続化を図るため、地域への防犯に著しく貢献した個人、団体、事業者等を表彰します。

基本的施策6

犯罪被害者等の支援

【主な取り組み】

(1) 犯罪被害者等の支援《推進局：市民局》

- ① 犯罪被害者がおかれた困難な立場を市民に理解してもらうために、「犯罪被害者週間」を活用する等様々な啓発を行います。
- ② ドメスティック・バイオレンス(※1)やストーカー等の被害者に対し、住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等支援(※2)を行います。
- ③ 犯罪被害者の支援に取り組む民間犯罪被害者支援団体の活動を支援します。
- ④ 犯罪被害者の支援にあたっては、情報及び給付制度を有する警察や、対応のノウハウを有する民間犯罪被害者支援団体等関係機関との連携を図ります。
- ⑤ 犯罪被害者支援のための総合相談窓口を設置し、被害者及び家族の生活支援を行います。

※1 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。

※2 住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等

配偶者からの暴力及びストーカーの被害者が住居を移転した場合、その居所を知ろうとする加害者から被害者を保護することを目的として、被害者からの申し出に基づいて、住民基本台帳や選挙人名簿の一部を閲覧すること等を制限する等の措置を講ずるものです。

基本目標3 犯罪をつくりださない環境づくり

基本的施策1

危険迷惑行為等撲滅への取り組み

【主な取り組み】

(1) 自転車の迷惑走行対策《推進局：市民局、都市整備局、建設局》

- ① 関係団体等と連携し、自転車利用のルール・マナーの啓発や教育活動を一体的かつ総合的に行い、意識の向上を促し、歩行者も自転車も安全に移動できる環境づくりを進めます。
- ② 自転車走行の安全性の向上などを推進するため、関係各課が連携して取り組みます。
- ③ 歩行空間と自転車の走行空間を明確にする「重点路線」では、道路状況を十分に調査し、道路標示等の設置や、歩行者や自転車の走行空間を視覚的に明示する等の通行空間の整備を図ります。
- ④ 走行空間を明確にすることが困難な「ゆっくり走行路線」では、「歩行者通行注意」等のサインの設置や、自転車と歩行者の交錯をさけるための誘導手法について検討し、整備に反映します。
- ⑤ 重点路線及びゆっくり走行路線以外においても、道路空間の状況に応じて、ハード・ソフト両面で新たな自転車走行空間を創出するための検討を行います。
- ⑥ 車道空間の効率的利用等を検討している路線では、より安全で快適な道路空間を形成するため、新たな自転車走行空間の創出を目指した検討を行います。

(2) 放置自転車対策《推進局：建設局》

- ① 転入者や学校等への駐輪場マップの配布や街頭による誘導啓発の実施等により、放置防止に係るルール・マナーの意識向上を図ります。
- ② 公共駐輪場の整備や附置義務駐輪場の設置により、新たな駐輪スペースを確保し、駐輪場の利用促進を図ります。
- ③ 放置自転車の撤去を行い、路上放置を防止し、歩行者の安全や道路機能の確保等を図ります。

(3) 違反広告物等対策《推進局：都市整備局、建設局、各区》

- ① 街中や幹線道路沿い等で定期的に違反広告物の除却を行います。
- ② ボランティア（仙台市違反広告物除却活動員）制度を推進し、違反広告物を除却します。
- ③ 関係機関・団体と連携し、違反広告物を除却します。
- ④ 道路を不法に占用している商店街等の陳列物については、警察の協力を得ながら、撤去を指導します。

(4) 落書き対策《推進局：市民局、各区》

- ① ボランティア等による落書き消去活動に対して、必要な用具の支給・貸し出

しを行う、落書き消去支援事業の広報啓発を図ります。

- ② 関係機関・団体等と連携し、落書き消去活動を行います。
- ③ 落書きは犯罪であり、許されない行為であることの周知徹底を図ります。

(5) 違法駐車対策《推進局：市民局、都市整備局》

- ① 交通安全指導員による違法駐車等防止重点地域内における違法駐車 of 指導を行います。
- ② 各種情報媒体を活用し、違法駐車防止の啓発を図ります。
- ③ 荷捌き駐車場、附置義務駐車場のあり方について検討を進めます。

(6) ごみのポイ捨て対策《推進局：環境局、各区》

- ① ポイ捨てしない人づくりを進めるため、キャンペーン等を関連機関等と連携して行います。
- ② ポイ捨てしにくい環境づくりを進めるため、仙台まち美化サポート・プログラム(※)等を実施します。

(7) 歩きたばこ対策《推進局：市民局》

- ① 歩行禁煙モデルストリートにおいて、横断幕・立看板・路面表示・キャンペーン等様々な歩きたばこ防止の啓発を行います。
- ② 各種情報媒体を活用し、歩きたばこ防止の啓発を図ります。
- ③ 関係団体との連携により、歩きたばこ防止の啓発を図ります。

(8) 管理不十分な空き家等対策《推進局：市民局、健康福祉局、都市整備局、消防局、各区》

- ① 地域の要望等を踏まえ、関係部署が連携し、空き家及び廃屋対策庁内連絡会議を開催し、空き家問題の解決に向けた対応について検討を行います。
- ② 適正に管理されていない宅地用空き地の所有者等に対し、除草等の指導又は助言を行います。
- ③ 適正に管理されていない空き家で危険な建築物となった場合は、所有者等に当該建築物の撤去等の指導又は助言を行います。
- ④ 適正に管理されていない空き家の所有者等に対し、当該空き家への侵入防止、周囲の可燃物除去等の指導を行います。
- ⑤ 適正に管理されていない空き家について、所有者等に対し適正な維持管理を依頼します。

※ 「仙台まち美化サポート・プログラム」

一般的には「アドプト・プログラム」と言われ、参加する団体と本市が活動内容等についてあらかじめ覚書を交わし、市が管理する道路や公園等の清掃や除草等の活動をボランティアにより定期的・継続的に行うものです。

基本的施策 2

犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進

【主な取り組み】

(1) 道路の防犯対策《推進局：建設局、各区》

- ① 公共施設周辺の街路灯の照度アップを図ります。
- ② 私道等に街路灯を設置しようとする町内会等を支援します。
- ③ 私道等に設置されている街路灯を維持管理する町内会等を支援します。
- ④ 県警、防犯協会等と連携し、防犯ロードの整備を推進します。

(2) 公園の防犯対策《推進局：建設局、各区》

- ① 樹木の剪定等適正な管理を行い、死角の減少を図ります。
- ② 公園灯の新設・修繕等を行い、暗がりの減少を図ります。
- ③ 公園の清掃・安全管理等の活動を行うボランティア団体を支援し、公園の見回り活動を推進します。

(3) 住宅の防犯対策《推進局：市民局、都市整備局》

- ① セミナーの開催や各種情報媒体の活用により、住宅の防犯に関する情報提供を図ります。
- ② 防犯協会が家庭を訪問し、防犯上のアドバイスを行う防犯診断を推進します。

(4) 商店街の防犯対策《推進局：経済局》

- ① 商店街による安全で快適な空間作りや環境整備を支援します。

(5) 公共施設の防犯対策《推進局：全局区》

- ① 本市が整備する公共の建物について、死角を解消し、見通しを確保するなど、防犯上の配慮を行います。

基本的施策 3

子どもの安全に配慮した環境の整備

【主な取り組み】

(1) 子どもの安全対策《推進局：子供未来局、教育局》

- ① 市立小学校・幼稚園並びに児童館・保育所等の警報ベル等の設置により、不審者の侵入防止を図ります。
- ② 民間の幼稚園・保育所等へも警報ベル等防犯設備の設置を推進します。
- ③ 市立小学校を中心に、門扉とフェンスを調査し、設置や整備を進めます。また、順次中学校の整備も進めます。
- ④ 通学路の安全確認を行い、環境整備に努めます。

基本的施策 4

地域における市民自らが行う環境の整備

【主な取り組み】

(1) 環境整備への支援《推進局：各区》

- ① 市民や町内会、市民活動団体等が行う自主的な落書き消去活動に対して、消去剤等の物品の貸し出しを行います。

基本的施策 5

地域における関係団体等による環境の整備

【主な取り組み】

(1) 繁華街・歓楽街の対策《推進局：市民局、青葉区》

- ① 安全安心街づくり活動重点推進地区として国分町地区を指定し、重点的に安全安心街づくりを推進します。
- ② 警察との連携・情報共有を図り、効果的な対策を講じます。

(2) 関係団体・関係機関との連携《推進局：市民局、各区》

- ① 施策の推進にあたっては、市民、事業者、関係団体、警察等関係機関との連携を図ります。

第5章 計画の推進

1 市民・事業者・関係機関等との連携

安全安心街づくりを推進するためには、市民・事業者・市が各々の責務を果たしつつ、相互に協力することが必要です。

また、県や警察等関係機関と情報の交換を図り、事業実施の支援を受けるなどの連携により、効果的、計画的な事業の推進を図ります。

(1) 各区における連携・推進

区安全安心街づくり推進協議会等の推進組織において、区民、事業者、関係機関・区等が連携することにより、区的安全安心街づくりの取り組みを推進します。

(2) 繁華街・歓楽街における連携・推進

条例に規定の活動重点推進地区として指定されている国分町地区において、商店街や事業者、警察をはじめとする関係機関等が連携することにより、安全安心街づくりに向けた取り組みを推進します。

2 本市の推進体制

(1) 庁内推進体制

市長を本部長とし、副市長及び全局・区長並びに事業管理者を構成員とする「仙台市安全安心街づくり推進本部」において、本市における安全安心街づくりに係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、推進本部の目的を達成するため、各局主管課長等から構成する幹事会を置き、この幹事会の下に、具体的事業の推進や重要な事項についての調査検討を目的として必要に応じて部会を置くなどして、実効性のある施策展開を図ります。

(2) 仙台市安全安心街づくり推進会議

学識経験者や関係行政機関の職員等から構成される「仙台市安全安心街づくり推進会議」において、進行状況に関する評価や計画の変更等、本市の安全安心街づくりに関する重要な事項を審議します。

また、必要に応じ部会を設置して専門の事項を審議するなど、安全安心に係る各分野の方々からの幅広い意見をいただきながら、施策の効果的な推進を図ります。

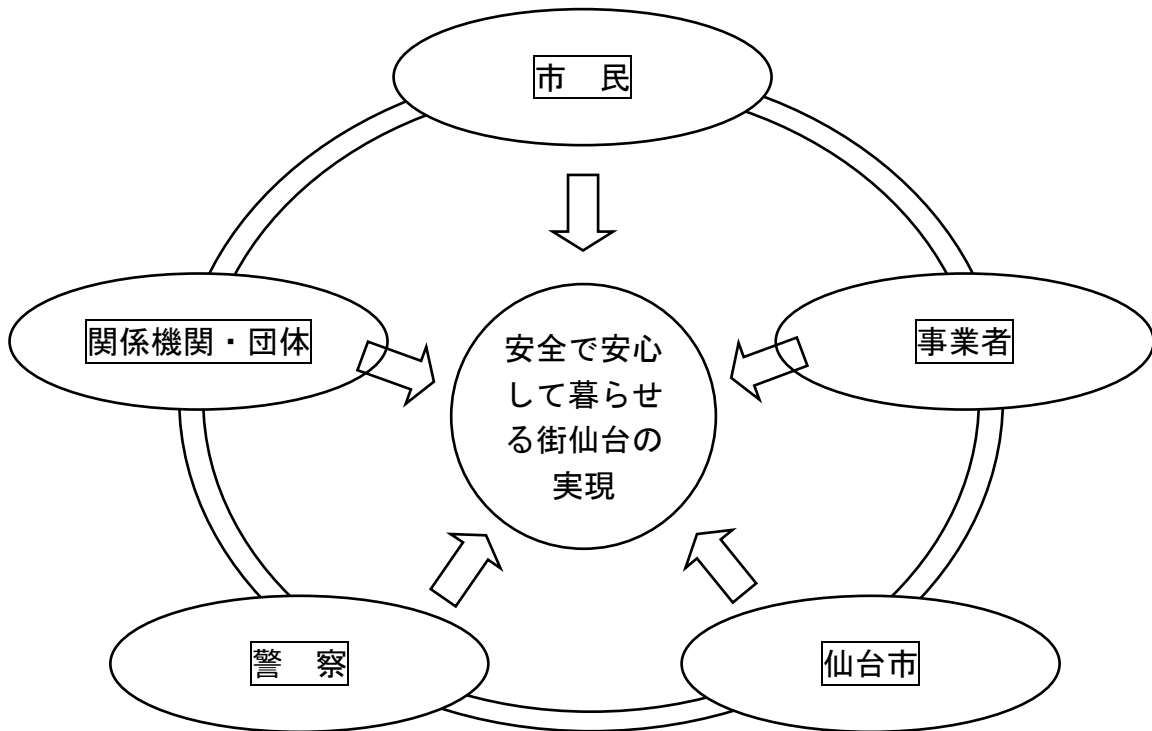
3 計画の進行管理

本計画の基本目標が達成され、基本理念が実現されるよう、本計画に掲げた各取り組みについては、毎年実施状況の把握を行い、適切な進行管理に努めるとともに、社会情勢の変化による新たな課題等にも対応できるよう適宜計画の見直しを行います。

また、地域において自主的な防犯活動に取り組む個人・団体の活動状況や意見の把握に努め、各ボランティア間の相互交流を図ることなどにより、より効果的な活動の展開が図れるように努めます。

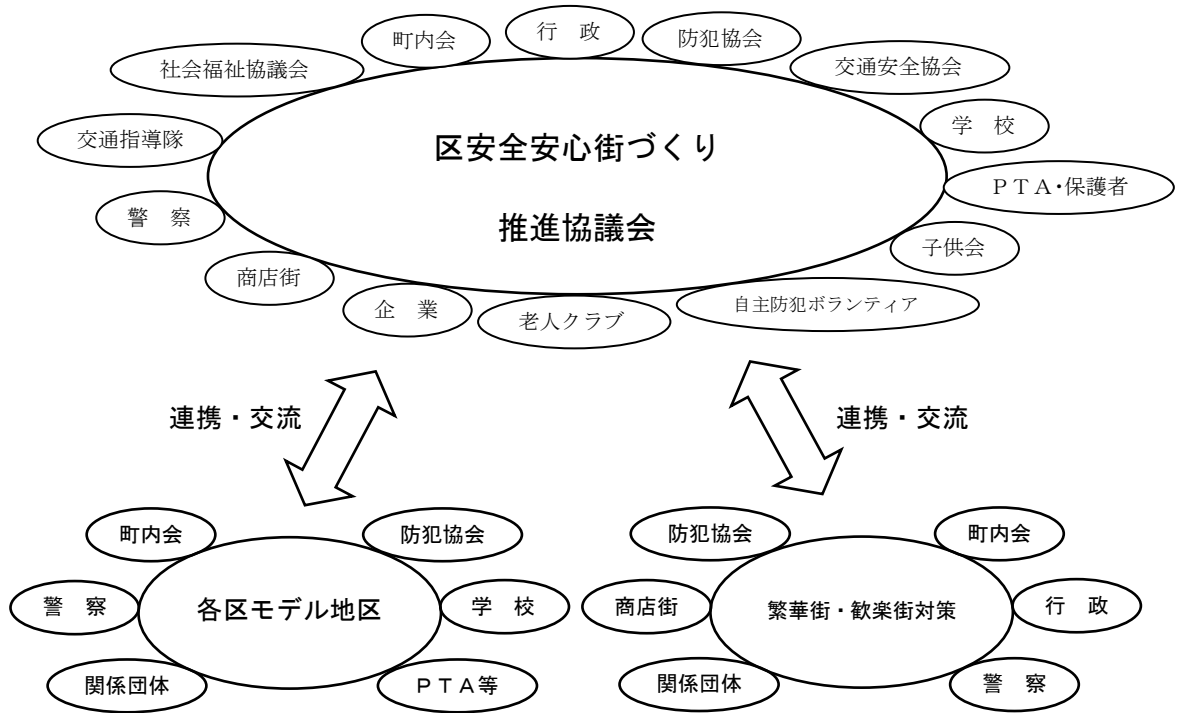
4 計画の推進イメージ

(1) 市民・事業者・関係機関等との連携による推進体制

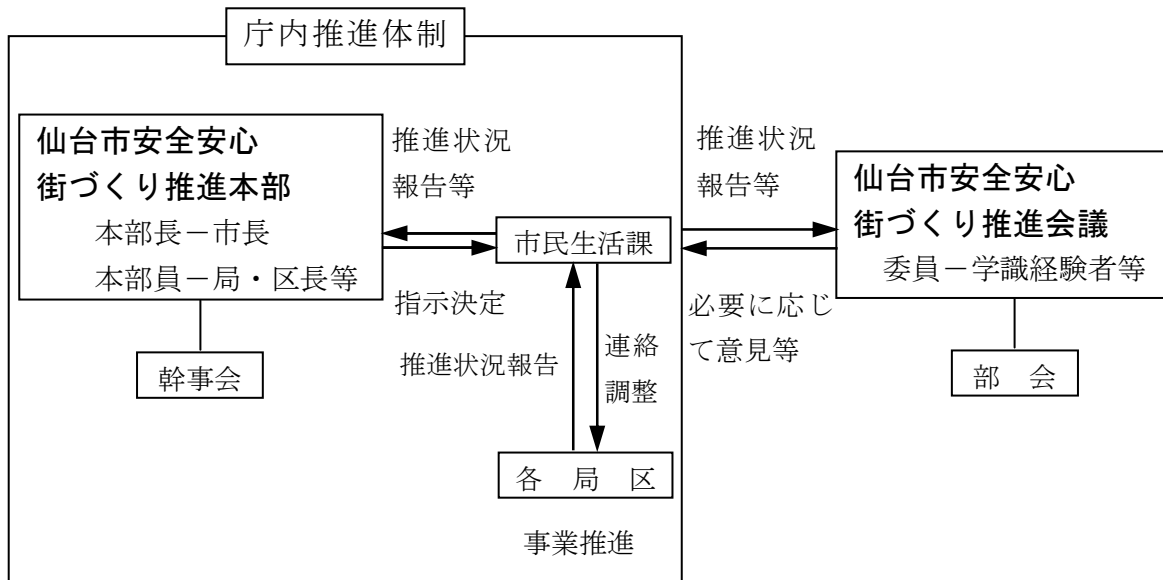


【ネットワーク化の推進】

(2) 各区・繁華街・歓楽街における連携・交流



(3) 本市の推進体制



参考資料

1 安全安心街づくりに関する市民意向調査

(1) 調査概要

1 調査の目的	○仙台市安全安心街づくり基本計画を改定するにあたり、市民の安全安心に関する意向を調査し、基礎資料とするため。
2 調査対象者及び回収数	○仙台市内に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人 ○アンケート調査：2,000 件、回収数：1,065 件、回収率：53.3%
3 調査方法	○郵送法（定型質問紙によるアンケート方式）
4 調査項目	○回答者の属性 ○安全安心街づくりについて ① 安全安心街づくりの現状・課題について ② 個人や地域の防犯対策について ③ 行政の防犯対策について ④ 街中における迷惑行為について ○自由意見
5 調査期間	○平成 22 年 4～5 月

(2) 市民意向調査に見る市民意識

① 犯罪が発生する可能性について

日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、高くなったと感じている方の割合は、18 年 8 月調査より **17.3 ポイント減少**しました。

高くなったと答えた方にその理由を聞いたところ、「犯罪が多様化、巧妙化してきたから」（49.6%）、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」（47.6%）が上位を占めています。

また、日常生活の身近なところで発生する可能性の高い犯罪として、「悪徳商法や詐欺など」（33.2%）、「高齢者が被害者となる犯罪」（32.3%）が上位を占めています。

犯罪の発生を招くものとして不安に感じていることを聞いたところ、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」（62.2%）、「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」（25.6%）、「空き家、廃屋、空き地」（25.4%）が上位を占めています。

② 防犯対策について

地域の防犯力を高めるために必要な取り組みを聞いたところ、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」（62.8%）、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」（55.2%）、「夜間のパトロール」（44.7%）が上位を占めています。

また、防犯活動に参加している人に課題を聞いたところ、「参加者数の維持が困難又は不足している」（56.1%）、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体と

連携が足りない」(37.9%)、「地域の犯罪や防犯活動に関する情報が得にくい」(22.7%)が上位を占めています。

一方、防犯活動の必要性については、91.5%の方が必要と回答しており、60.1%の方が機会があれば防犯活動へ参加したいと回答しています。

③ 行政や警察に望む防犯対策について

安全安心街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組みを聞いたところ、「防犯灯や街路灯を整備する(道路を明るくする)」(55.8%)、「警察官による巡回活動を強化する」(54.8%)、「地域の犯罪発生情報を提供する」(40.0%)が上位を占めています。

④ 迷惑行為について

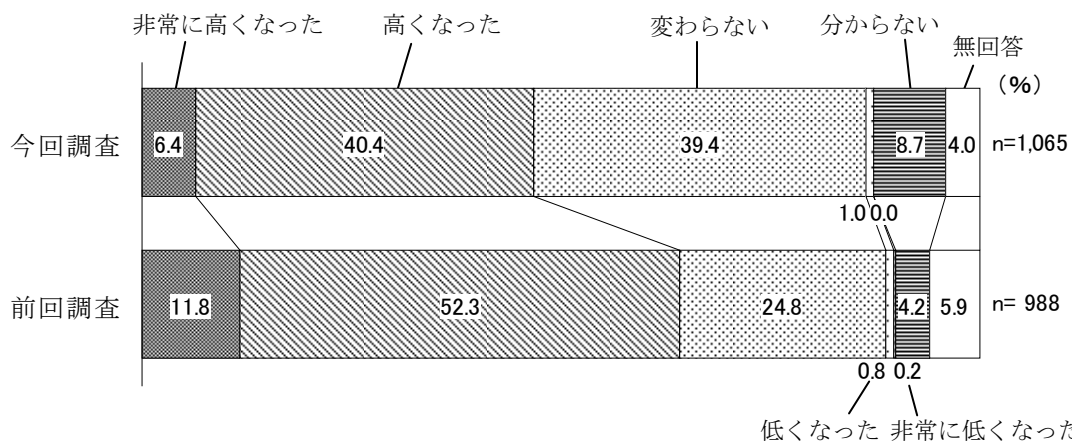
市民がこの1年間で迷惑と感じた行為を聞いたところ、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(46.7%)、「自転車の走行マナーの悪さ」(44.5%)、「歩きたばこ」(40.8%)、「違法駐車(駐輪)・放置自動車(自転車)」(38.6%)、「携帯電話のマナー」(32.1%)が上位を占めています。

(3) 調査結果(抜粋)

① 犯罪が発生する可能性

問6 あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれたり、犯罪が発生する可能性について、どのようにお感じですか。日常の行動範囲内(自宅周辺及び市内の通勤・通学、買物等で行く地域)であてはまるものをお答えください。(〇は1つ)

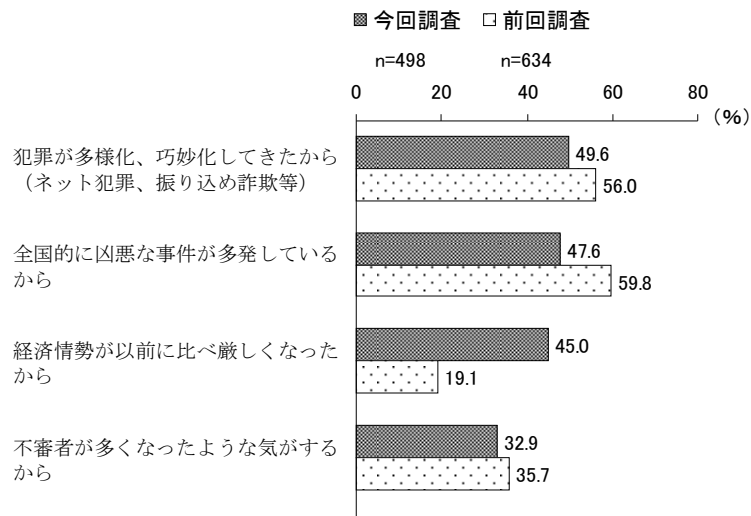
<図表2-1> 犯罪が発生する可能性について/前回比較



犯罪が発生する可能性が高いと感じている人は、前回調査 64.1%から 46.8%へ17.3ポイント減少し、安全安心な街づくりへの取り組みの成果が現れていると考えられます。

問6-1 犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由はどれですか。あてはまるものをお答えください。(〇は3つまで)

<図表2-3> 犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由/前回比較

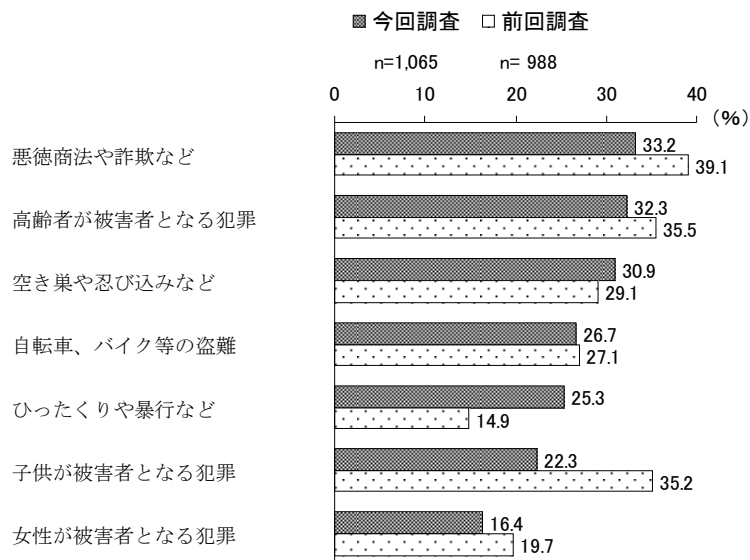


◎ 理由は

1. 「犯罪が多様化、巧妙化してきたから」(49.6%)
2. 「全国的に凶悪な事件が多発しているから」(47.6%)

問7 あなたは、日常の行動範囲で発生する可能性が高いと思う犯罪は次のうちどれですか。(〇は3つまで)

<図表2-5> 日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪/前回比較



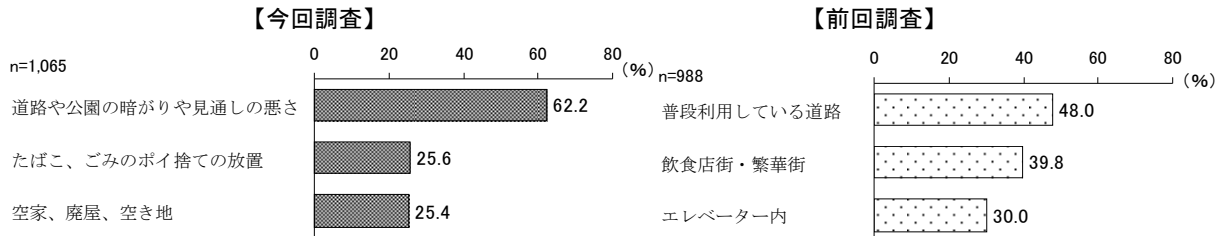
◎ 日常の行動範囲で発生する可能性が高いと考えている犯罪は

1. 「悪徳商法や詐欺など」(33.2%)
2. 「高齢者が被害者となる犯罪」(32.3%)

② 市民の防犯対策

問8 あなたのお住まいの地域で、犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものは次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

<図表3-1>地域で犯罪の発生を招くとして不安に感じているもの/前回比較

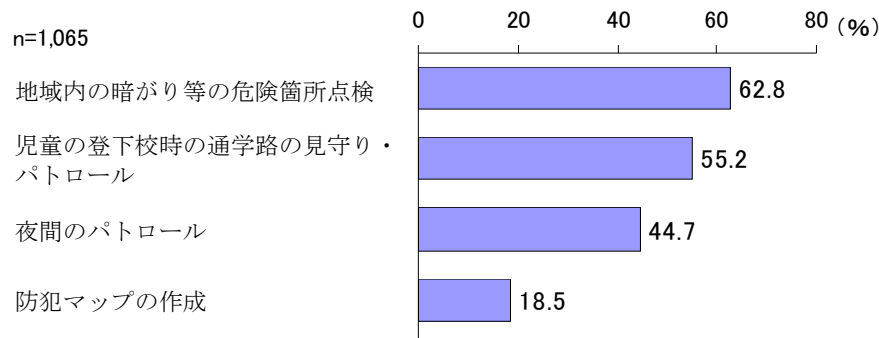


◎ 犯罪の発生を招くものとして不安に感じていること

1. 「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」(62.2%)
2. 「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」(25.6%)
3. 「空家、廃屋、空き地」(25.4%)

問10 あなたは、地域の防犯力を高めるためには地域でどのような取り組みをしていく必要があると思いますか。(〇は3つまで)

<図表3-5>地域の防犯力を高めるために必要な取り組み

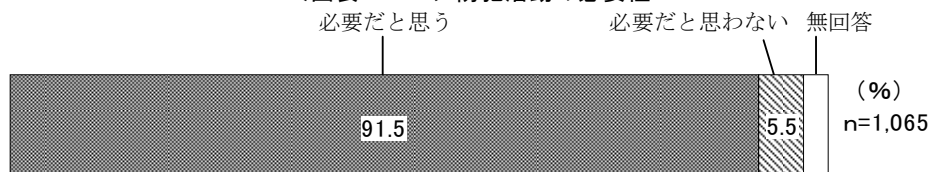


◎ 地域の防犯力を高めるために必要な取り組み

1. 「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(62.8%)
2. 「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」(55.2%)
3. 「夜間のパトロール」(44.7%)

問11 あなたは、地域の防犯活動は必要だと思いますか。(〇は1つ)

<図表3-7>防犯活動の必要性

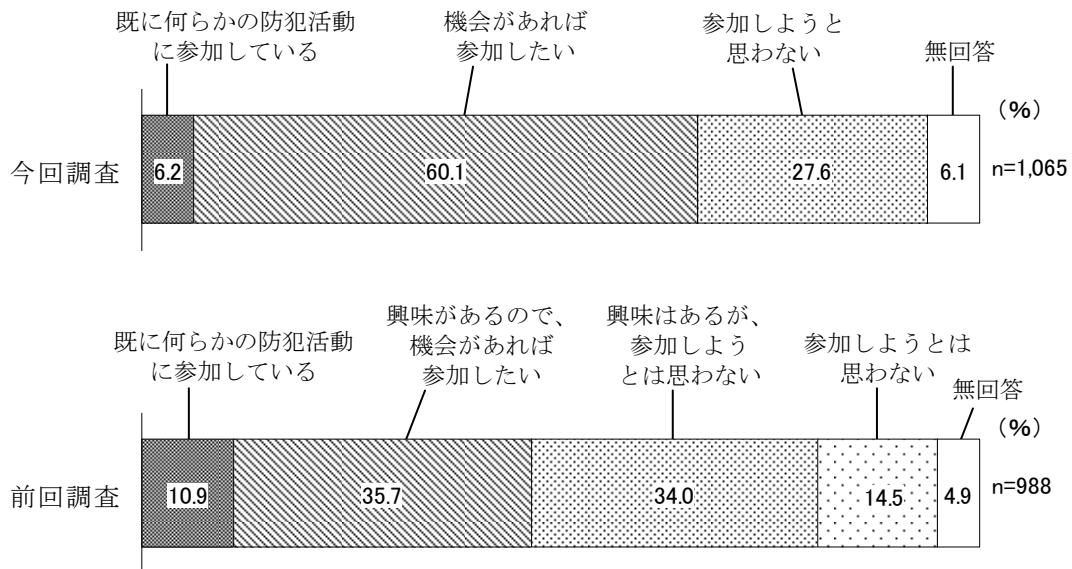


◎ 地域の防犯活動の必要性

- ・ 91.5%の方が必要

問12 あなたは、地域の防犯活動に参加したいと思いますか。(○は1つ)

<図表3-11>防犯活動への参加意向/前回比較



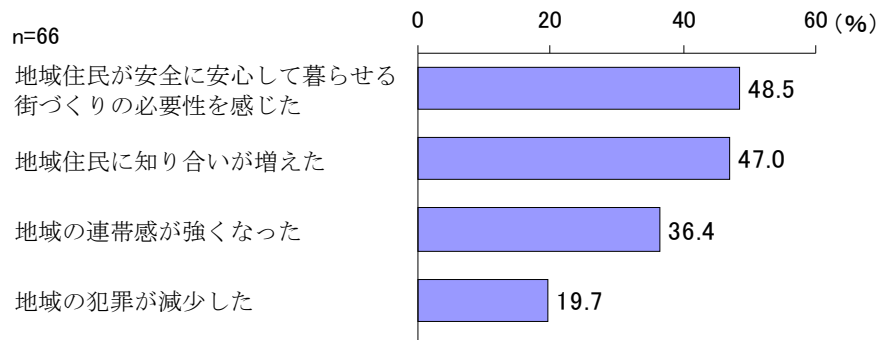
◎ 地域の防犯活動への参加の意向

- ・ 60.1%の方が機会があれば参加したい

問12-1 防犯活動に参加してどのような成果があったと感じていますか。

(○はいくつでも)

<図表3-13>防犯活動に参加して成果があったと感じていること



◎ 防犯活動に参加して効果があったと感じていること

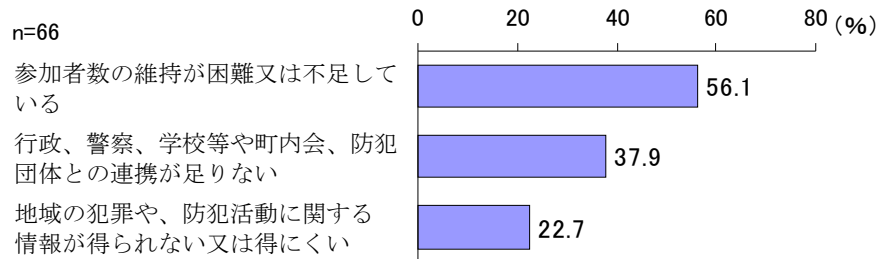
1. 「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」 (48.5%)
2. 「地域住民に知り合いが増えた」 (47.0%)
3. 「地域の連帯感が強くなった」 (36.4%)

③ 安全安心街づくりの課題

問12-2 防犯活動に参加して何らかの課題を感じていますか。

(〇はいくつでも)

<図表3-15>防犯活動に参加して感じた課題



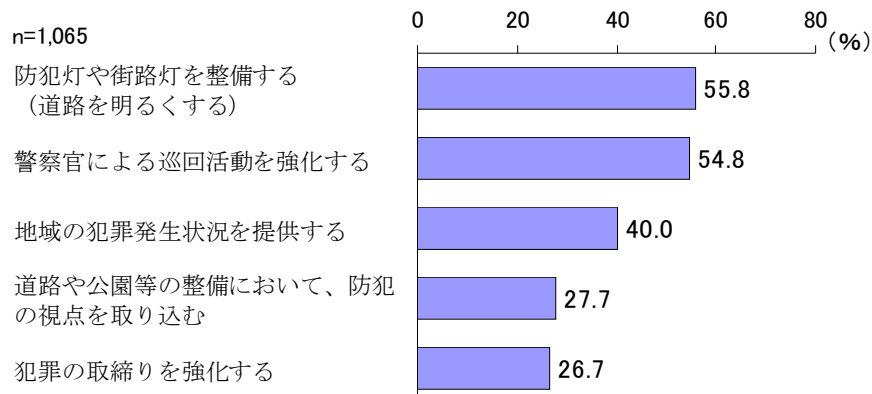
◎ 防犯活動に参加して感じた課題

1. 「参加者数の維持が困難又は不足している」(56.1%)
2. 「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体と連携が足りない」(37.9%)
3. 「地域の犯罪や防犯活動に関する情報が得にくい」(22.7%)

④ 行政や警察に望む防犯対策

問13 あなたは、犯罪のない安全で安心な街づくりのために、行政や警察のどのような取り組みが重要であると思いますか。(〇は3つまで)

<図表4-1>安全安心街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み



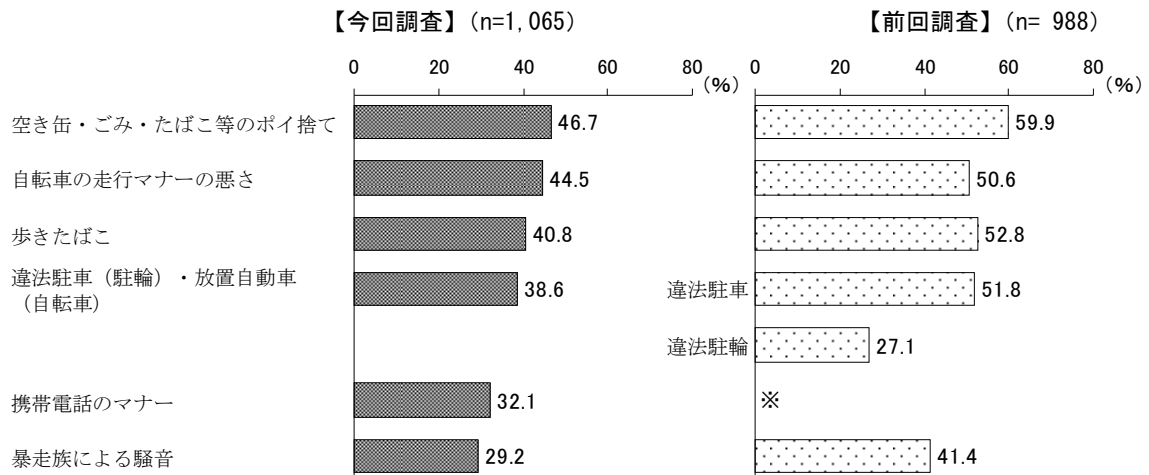
◎ 安全安心街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み

1. 「防犯灯や街路灯を整備する(道路を明るくする)」(55.8%)
2. 「警察官による巡回活動を強化する」(54.8%)
3. 「地域の犯罪発生情報を提供する」(40.0%)

⑤ 街中における迷惑行為について

問14 あなたが、この1年間で迷惑と感じた行為としてどのようなものがありましたか。(〇はいくつでも)

<図表5-1>1年間で迷惑と感じた行為/前回比較



◎ 1年間で迷惑と感じた行為は

1. 「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(46.7%)
2. 「自転車の走行マナーの悪さ」(44.5%)
3. 「歩きたばこ」(40.8%)
4. 「違法駐車(駐輪)・放置自動車(自転車)」(38.6%)

2 これまでの主な取り組み

(1) 前基本計画(平成 22 年度の主な実績)

【基本目標 1】 市民自らの防犯力の向上

- (1) 市民個人の防犯意識、危険察知・防犯能力の向上
 - 市政だより、市ホームページ等による防犯情報の提供
 - イベント等を活用した啓発活動の実施(延べ 66 回)
 - 各種防犯講座の開催(182 回)

- (2) 市民の防犯活動の活発化、支援
 - 歩くボランティアによる見守り活動(登録者総数：1,369 名)
 - 自主防犯活動団体への助成(平成 22 年度：17 件、平成 16～22 年度：延べ 166 件)
 - 地域の防犯リーダー養成のための防犯アカデミー開催(修了者累計：168 名)
 - 青色回転灯設置車両による見守り活動(総数：122 台)

- (3) 地域コミュニティ全体による防犯の取組
 - 「学校ボランティア防犯巡視員」による巡回活動の実施(登録者数：7,535 名)
 - 地域各団体・個人と連携した「見守り活動」の実施

【基本目標 2】 防犯上の配慮が必要な子供、女性、高齢者などを犯罪被害から守る

- (1) 児童生徒等子供を犯罪被害から守る
 - 「学校ボランティア防犯巡視員」による巡回活動の実施(平成 22 年度：7,535 名)※再掲
 - 「スクールガード・リーダー」(警察官 0B)による巡回(平成 22 年度：2,853 回)
 - 「仙台まもらいだー」による巡回(登録台数：平成 22 年度：1,115 台)
 - 通学路等への緊急通報装置の設置(総数：28 台)

- (2) 規範意識の向上、非行防止の取組
 - 街頭での指導(平成 22 年度：1,358 名)
 - 児童相談所での非行相談(受理件数：平成 22 年度：133 件)
 - 子供相談支援センターでの相談(件数：平成 22 年度：1,671 件)

(3) 女性、高齢者等を犯罪被害から守る

- 防犯ブザーや啓発パンフレット配布による啓発活動の実施
- 女性への暴力電話相談(平成 22 年度：週 1 回・106 件)
- 緊急一時保護施設への補助と入居者への支援の実施
- 高齢者のための防犯啓発用パンフレットの配布(平成 22 年度：4,840 部)
- 出前式防犯講座実施回数(平成 22 年度：46 回)
- 障害者支援施設等通所者や支援する施設職員等を対象とした防犯講習会の実施
- みやぎ被害者支援センターへの助成及び犯罪被害者支援制度の周知

【基本目標 3】 犯罪の起きにくい環境の整備

(1) 迷惑行為減少への取組

- 違反広告物除却活動員(平成 22 年度：1,218 名・除却回数：16 回)
- 行政、市民、事業者等の連携による落書き消去活動の実施
- 歩きたばこ防止街頭キャンペーンの実施(平成 22 年度：19 回)
- 違法駐車防止活動回数(平成 22 年度：87 回・5,759 台に助言)
- 放置自転車対策用自転車駐輪マップ配布数(平成 22 年度：50,000 部)
- 駐輪場スペースの確保(平成 22 年度：32,326 台)
- 全市一斉ポイ捨てごみ調査・清掃活動(平成 22 年度：参加者 4,019 名)
- 仙台まち美化サポート・プログラム(平成 22 年度：参加団体数 179 団体)
- 自転車走行マナー向上のため、啓発活動の実施
- 自転車走行空間確保のための自転車道の整備や歩行空間と自転車走行空間の視覚分離の整備の実施

(2) 防犯性能の高い道路、公園、建物等の整備の促進

- 道路街路灯照度アップ(平成 22 年度：箇所数 1,401 箇所)
- 私道街路灯新設・維持管理補助件数(平成 22 年度：新設 18 件・維持管理 602 件)
- 樹木を剪定した公園数(平成 22 年度：520 箇所)
- 公園灯を新設修繕等した公園数(平成 22 年度：124 箇所)
- 住宅の防犯対策のための防犯診断実施回数(平成 22 年度：222 件)

(3) 地域における関係団体による環境の整備

- 各区モデル地区で関係団体と連携した防犯活動の実施(平成 22 年度：69 回)
- 国分町地区クリーンアップ作戦(平成 22 年度：11 回)

(2) 防犯に対する市民の取り組み

① 防犯協会

(単位：人)

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
隊員数	1,887	1,893	1,877	1,946	1,963	1,945	1,987

(各 4 月 1 日現在)

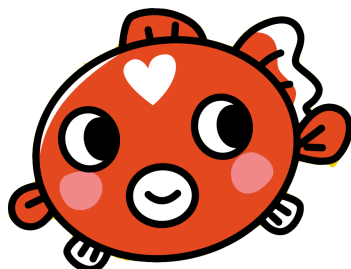
② 地域安全安心まちづくり事業により活動する自主防犯組織

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
補助を受けて活動した団体数	24 団体	16 団体	29 団体	31 団体	22 団体	27 団体	17 団体

③ 歩くボランティア (アイ・アイキンジョパトロール)

(各年度末)

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
登録者数	401 人	804 人	1,017 人	1,092 人	1,170 人	1,301 人	1,369 人



仙台市防犯マスコットキャラクター

【るっきん】

見る「ルック (LOOK)」と近所の「キン」、
愛と大きな目で近所をすくいます。

④ 学校ボランティア防犯巡視員、学校防犯車両

(各年度末)

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
学校ボランティア防犯巡視員数	3,272 人	7,905 人	7,629 人	6,900 人	7,335 人	7,535 人
学校防犯車両数	800 台	1,256 台	1,269 台	1,269 台	1,112 台	1,115 台

⑤ 県警による自主防犯ボランティア団体支援

仙台市内の登録団体数	H16 年末	H17 年末	H18 年末	H19 年末	H20 年末	H21 年末	H22 年末
	33 団体	65 団体	86 団体	95 団体	106 団体	108 団体	107 団体

(資料提供：宮城県警察本部)

⑥ 各区における地域と連携した取り組み事例（各区モデル地区）

各区では、連合町内会単位や小学校区単位で安全安心街づくりを先導的かつ模範的に推進する地域を定め、地域と連携・協力しながら安全で安心な街づくりを推進しています。

【青葉区】（通町地区）

事例1 「地域防犯を考える住民のつどい」

通町小学校を会場として、児童、保護者、地域住民等約450名を対象に、街頭犯罪に遭わないための知識、侵入犯罪の手口や対処方法等を学ぶ、「地域防犯を考える住民のつどい」を行いました。

最近の犯罪情勢、住宅の防犯（侵入犯罪）対策の講話を聞いた後、鍵屋さんによる防犯設備の展示、防犯パネル、薬物乱用防止広報車などの展示車両を見て回りました。

また、参加記念品として配布したガラス破り防止シートや自転車二重ロック用のワイヤーロック錠を有効活用し、各自で防犯対策を行うよう周知しました。



【宮城野区】（新田地区）

事例2 「地域安全運動出発式・街頭パレード」

全国地域安全運動期間中に古宿町内会集会所において、全国地域安全運動の出発式を行いました。

その後、集会所から新田小学校までの約1kmの区間を、新田小学校のブラスバンドクラブの児童をはじめ、地域の各団体、警察、区役所の職員など、約100名が参加して、街頭パレードを行いました。



【若林区】（六郷地区）

事例3 「青色回転灯贈呈式並びに青色回転灯パトロール車出動式」

六郷地区内では、空き巣、野荒し、わいせつ等の犯罪が多発し、地域住民は防犯に対する不安を感じていたことから、区役所から連合町内会に対して車載型青色回転灯を譲渡し、各町内毎に青色回転灯装備車両を登録(22台)しました。

地域では、町内会と防犯協会が連携・協力しながら青色回転灯装備車両を活用した防犯パトロールを開始し、空き巣や不審者対策など犯罪被害を未然に防ぐとともに、地域住民の防犯意識の高揚を図りました。



【太白区】（中田・西中田・柳生地区）

事例4 「自転車盗難防止啓発活動」

南仙台駅周辺の駐輪場において二輪車の盗難が多発していることを受け、防犯協会、民生委員・児童委員協議会、中田中学校、柳生中学校、柳生中学校区青少年健全育成会、仙台南警察署、南仙台交番、区役所など中学生を含め約60名が参加し、自転車の盗難防止の啓発チラシや啓発ティッシュ、ワイヤーロック錠を配布しながら、自転車へのツーロック（二重施錠）の励行を呼びかけるキャンペーンを行いました。



【泉区】（長命ヶ丘地区）

事例5 「冬季地区巡回（夜間パトロール）」

町内会、防犯協会、長命ヶ丘中学校区青少年健全育成推進協議会、長命ヶ丘小学校PTA、長命ヶ丘小学校区子供会育成会、長命ヶ丘中学校PTA、泉館山高校PTAなど約60名により、青少年の健全育成と生活環境の把握、地区内の安全点検（危険箇所調査）等を実施しながら、犯罪の抑止と防犯意識の高揚を図りました。



⑦ 繁華街・歓楽街における地域と連携した取り組み事例（国分町地区）

国分町地区では、市民及び来訪者にとって安心して楽しめる街・健全で魅力ある街とするため、地域住民や町内会、関係団体と連携・協力し、環境美化などの活動を行い、安全で安心な街づくりを推進しています。

「国分町地区夜間パトロール」

毎月第2水曜日、国分町地区安全安心街づくり推進協議会委員、地域住民、飲食店従業員等が参加し、国分町地区の環境美化と違法駐輪防止、自転車駐輪場の利用促進の啓発を兼ねたパトロールとごみ拾いの活動を実施しています。



「風俗環境浄化街頭パレード」

地域住民や関係団体、仙台中央警察署等とともに、国分町地区から暴力団を排除し、風俗環境浄化を図ることなどを目的とした街頭パレードを実施しました。



3 迷惑行為の発生状況

(1) 自転車の迷惑走行

◎ 自転車事故発生件数・死者数・負傷者数の推移

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
発生件数	1,235	1,332	1,378	1,818	1,294	1,108	1,027	1,083
死者数	2	6	2	6	2	2	6	2
負傷者数	1,253	1,345	1,395	1,362	1,312	1,188	1,033	1,097

(資料提供：宮城県警察本部)

(2) 放置自転車

◎ 放置自転車等撤去数の推移

(単位：台)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
自転車撤去	23,467	24,229	25,445	25,994	25,758	22,872	19,484	14,728
バイク撤去	2,295	2,459	2,426	1,911	1,560	1,453	1,079	731
撤去計	25,762	26,688	27,871	27,905	27,318	24,325	20,563	15,459

※ 放置自転車・バイクの撤去数は、増加傾向にあったが、平成18年度の27,905台をピークに駐輪場の整備台数の増加に合わせて、年々減少しています。

(3) 違反広告物等

◎ 違反広告物除却件数の推移

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
はり紙(ピンクチラシ含む)	3,378,313	23,672	12,162	27,539	15,466	19,296	12,767	7,165
はり札	7,566	2,268	911	3,528	2,011	4,409	828	2,369
立て看板等	2,042	397	171	307	75	90	62	9
合計	3,387,921	26,337	13,244	31,374	17,552	23,795	13,657	9,543

(4) 落書き

◎ 公共施設等落書き被害状況の推移

	H15年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
件数	698	256	193	161	76	91	51

(5) 歩きたばこ

◎ モデルストリート設定前後の歩きたばこ者数の推移

(単位：人)

	H15年7月 (設定前)	H15年度 平均	H16年度 平均	H17年度 平均	H18年度 平均	H19年度 平均	H20年度 平均	H21年度 平均	H22年度 平均
合計	193.0	86.0	67.5	60.0	45.5	28.5	20.0	22.0	12.0

※ モデルストリート内5箇所の午後5時から6時までの1時間の平均

(6) 違法駐車

◎ 駐車違反検挙状況の推移

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
仙台市内	11,259	11,733	8,092	18,411	20,667	12,839	13,027	11,803

(資料提供：宮城県警察本部)

※ 平成18年6月から駐車監視員による巡回活動が開始されたため、以前の件数と単純比較はできません。

◎ 違法駐車車両指導回数の推移

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
仙台市内	8,323	7,615	6,631	7,261	8,306	7,591	6,766	5,759

(7) 暴走族による騒音

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
グループ数	32	14	15	12	13	13	13	12
構成員数	229	114	116	109	100	103	103	83
110番受理件数	1,690	470	337	396	246	84	132	226

※ グループ数、構成員数は県全体の数、110番受理件数は仙台市のみの数

(資料提供：宮城県警察本部)

4 計画の改定経過

平成 21 年度	
2 月	第 2 回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期安全安心街づくり基本計画策定に向けた意見交換 ・安全安心街づくりに関する市民意向調査の実施について ・次期安全安心街づくり基本計画策定スケジュールについて
平成 22 年度	
4～5 月	安全安心街づくりに関する市民意向調査実施
8 月	第 1 回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括について ・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について ・安全安心街づくり基本計画改定の意見交換 第 1 回仙台市安全安心街づくり推進本部幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心街づくり基本計画の改定について ・安全安心街づくり基本計画改定スケジュールについて
9 月	第 2 回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市安全安心街づくり基本計画改定素案検討（基本理念、基本目標、施策の方向性の確認）について
11 月	第 3 回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市安全安心街づくり基本計画【改定版】中間案（素案）について
12～1 月	「仙台市安全安心街づくり基本計画中間案」公表 市民意見募集（12 月 20 日～1 月 25 日）
2 月	第 4 回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市安全安心街づくり基本計画最終案策定について
平成 23 年度	
8 月	第 1 回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度までの仙台市安全安心街づくり基本計画の総括について ・新仙台市安全安心街づくり基本計画（案）について
9 月	仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市安全安心街づくり基本計画」について

5 仙台市安全安心街づくり条例

平成十八年三月十七日
仙台市条例第三号

安全で安心して暮らせる街の実現は、市民共通の願いであり、街づくりを進めていく上ですべての基礎となるものである。

私たちの街仙台は、杜の都と呼ばれる緑豊かな自然環境を有しつつ、東北の政治、経済の中心都市として、めざましい発展を遂げてきた。

しかしながら、都市化、高度情報化等の進展は、利便性や快適性をもたらす一方で、市民の規範意識の低下や、連帯意識の希薄化などを招き、地域社会の犯罪抑止力を低下させつつある。

このような状況を改善し、安全で安心して暮らせる街を実現するためには、自分たちの地域社会は自分たちで守るという意識の下、市、市民及び事業者が、各々の役割を果たし、かつ、互いに協力し、軽微な犯罪や迷惑行為が重大な犯罪の発生を誘引する危険性を考慮に入れながら、犯罪が起こりにくい地域社会をつくっていくことが必要である。

ここに、私たちは、地域社会全体の力を結集し、安全で安心して暮らせる街仙台の実現に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、安全安心街づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「安全安心街づくり」とは、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。

(市の責務)

第三条 市は、市民、事業者及び関係行政機関との連携を図りつつ、次に掲げる安全安心街づくりに関する施策を実施しなければならない。

- 一 市民及び事業者に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- 二 市民及び事業者の安全確保に関する自主的な活動に対する支援
- 三 安全な地域社会の実現のための環境の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(市民の責務)

第四条 市民は、安全安心街づくりに関する理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、互いに協力して地域社会における安全安心街づくりを推進する活動に取り組み、市が実施する安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、安全安心街づくりに必要な措置を講じ、市が実施する安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相互協力)

第六条 市、市民及び事業者は、安全安心街づくりを推進するため、相互に協力するよう努めなければならない。

(安全安心街づくり基本計画)

第七条 市長は、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、仙台市安全安心街づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(安全安心街づくり活動重点推進地区等)

第八条 市長は、安全安心街づくりを特に重点的に推進することが必要であると認められる地域を、安全安心街づくり活動重点推進地区として指定することができる。

2 市長は、市全域における安全安心街づくりを推進するため、各区において安全安心街づくりを先導的かつ模範的に推進する地域として、区安全安心街づくり活動推進モデル地区を指定することができる。

(安全安心街づくり推進会議)

第九条 安全安心街づくりに関する重要な事項について審議するため、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

一 基本計画に関すること

二 前号に掲げるもののほか、安全安心街づくりに関し必要な事項

3 推進会議は、市長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、専門の事項を審議するため、必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

7 市長は、部会に専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、市長が委嘱する。

9 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(区における推進体制の整備)

第十条 市長は、各区における安全安心街づくりを効果的に推進するために必要な体制を各区に整備するものとする。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則

平成十八年三月二十七日
仙台市規則第十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市安全安心街づくり条例（平成十八年仙台市条例第三号。以下「条例」という。）第九条第十項の規定に基づき、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 推進会議の委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第三条 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 会長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第六条 条例第九条第六項に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会は、委員及び専門委員合わせて十人以内をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長一人を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、審議の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

6 前二条の規定は、部会について準用する。

7 推進会議の決定により部会の所掌に属することとされた事項については、当該部会の決定をもって推進会議の決定とすることができる。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、市民局市民協働推進部市民生活課において処理する。

(平二二，三・改正)

(雑則)

第八条 この規則に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平二二，三・改正)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿

(会長・副会長以外50音順・敬称略)

	氏名	所属・職名	備考
1	みやはら ひろみち 宮原 博通	有限会社地域環境デザイン研究所所長	会長
2	さかいだ たかこ 境田 孝子	ガールスカウト宮城第21団団委員長	副会長
3	いいつか くら お 飯塚 公良夫	宮城県警察本部生活安全部長	H22.8.4～ H23.3.16
4	おおくぼ たえ 大久保 妙	仙台市中央地区少年補導員協会会長	
5	こが しょうこ 古賀 詔子	社団法人仙台市医師会理事	
6	ささき まさえい 佐々木 昌英	宮城県警察本部生活安全部長	H23.8.4～
7	しが みがく 志賀 琢	仙台市教育委員会仙台市立柳生中学校校長	H23.8.4～
8	しぶや せつこ 渋谷 セツコ	建築と子供たちネットワーク仙台代表	
9	すがわら としひこ 菅原 敏彦	仙台市教育委員会仙台市立八軒中学校校長	H22.8.4～ H23.3.31
10	たかはし かつゆき 高橋 克幸	仙台市PTA協議会中田小学校PTA会長	H22.8.4～ H23.4.23
11	たけだ つたお 武田 篤夫	仙台市連合町内会長会会長	H23.8.4～
12	はしもと らみこ 橋本 典子	社団法人仙台市老人クラブ連合会会長	
13	ひぐち としお 樋口 稔夫	仙台市連合町内会長会会長	H22.8.4～ H23.7.1
14	みわ よしひさ 三輪 佳久	社団法人みやぎ被害者支援センター理事長	
15	もぎ ひろとも 茂木 宏友	公益社団法人仙台青年会議所副理事長	
16	やまもと ゆうこ 山本 右子	仙台市防犯協会連合会理事	
17	よしだ のぶこ 吉田 信子	仙台市PTA協議会副会長	H23.8.4～

仙台市安全安心街づくり基本計画
(平成 23 年度から平成 27 年度)

平成 23 年 9 月発行

編集・発行 **仙台市市民局市民協働推進部市民生活課**
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
電 話 0 2 2 - 2 1 4 - 6 1 4 8

再生紙を使用しています。